

北竜町 第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画



令和3年3月
北竜町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠法と位置付け	2
3 他計画との関係	2
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	3
6 日常生活圏域の設定	3
7 介護保険制度改正の概要	4
第2章 高齢者を取り巻く状況	8
1 高齢者の現状	8
2 地域包括ケアシステムの状況	11
3 高齢者福祉サービスの状況	14
4 保健事業の状況	16
5 介護保険事業の実施状況	17
6 アンケート調査結果	25
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策体系	39
第4章 高齢者福祉施策の推進	40
1 地域包括ケア体制の充実	40
2 認知症対策の推進	44
3 地域共生社会の実現	46
4 健康づくりの推進	47
5 介護予防の総合的な推進	48
6 生きがいづくりの促進	51
7 介護保険サービスの充実	52
8 高齢者福祉サービスの充実	53
9 生活安全対策の推進	55

第5章 介護保険事業の推進	57
1 将来推計	57
2 サービス見込量の推計	60
3 介護保険料の算定	65
第6章 計画における目標設定	68
1 施策・指標マップ	68
2 成果指標・目標	69
第7章 計画の推進	70
1 保健・医療・福祉の連携体制の構築	70
2 行政等の体制	70
3 計画の普及・啓発	70
資料編	71
北竜町高齢者福祉推進協議会設置要綱	71
北竜町高齢者福祉推進協議会委員名簿	73

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

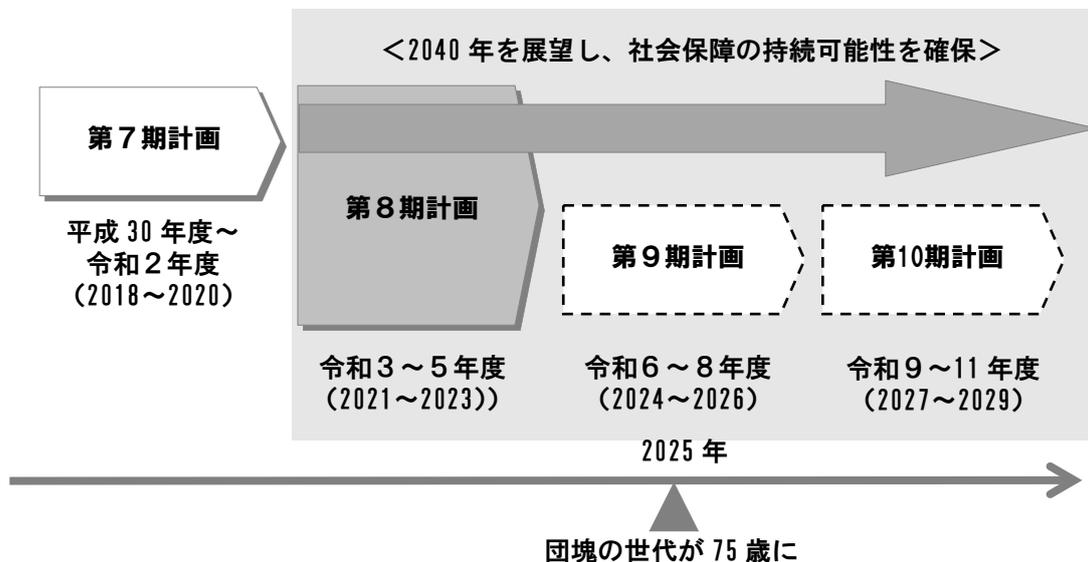
北竜町では、介護保険制度が施行された平成12年度以降、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成12～14年度）の策定を皮切りに、これまで7期にわたる介護保険事業計画を策定してきました。

今回策定する第8期北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）は、2025年に向けた「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることとなります。

全国的な傾向と同様、北竜町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

第8期計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、北竜町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

■第8期介護保険事業計画の位置付け



第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のポイント

- ◇団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進
- ◇地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ◇保健事業と介護予防の一体的な推進
- ◇人材確保と資質の向上
- ◇認知症施策推進大綱に基づく認知症対策の推進

2 計画の根拠法と位置付け

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

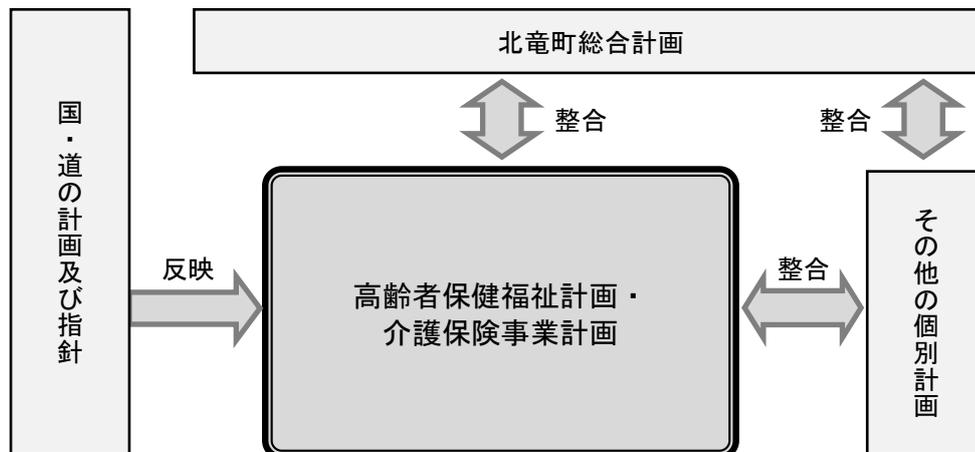
北竜町においては、道の計画作成指針に則しつつ、介護予防の観点からも、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠であることから、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定しています。

老人福祉法 第20条の8	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 他計画との関係

第8期計画は、北竜町のまちづくりの基本構想及びこれに基づく基本計画を定めた「北竜町総合計画」の健康・福祉分野の個別計画として高齢者施策を総合的に展開します。また、高齢者保健福祉に関連する国、道並びに各所管で定める福祉関連計画や防災関連計画など関連個別計画と調和させ、整合性を図りながら取り組んでいくこととします。

■第8期計画と他の計画との関係



4 計画期間

第8期計画の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とし、本計画の最終年度である令和5年度に見直しを行います。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
第7期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		
		見直し			見直し			

5 計画の策定体制

(1) 北竜町高齢者福祉推進協議会の設置

関係各課・機関と適宜連絡調整を行うとともに、保健医療福祉関係者等による「北竜町高齢者福祉推進協議会」を設置し、本計画の審議を行いました。

(2) 意向の把握

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

地域の課題や必要となるサービスの把握や分析を行うため、65歳以上の自立高齢者及び要支援1・2の認定を受けている高齢者を対象とした日常生活圏域ニーズ調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

②在宅介護調査の実施

要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。

6 日常生活圏域の設定

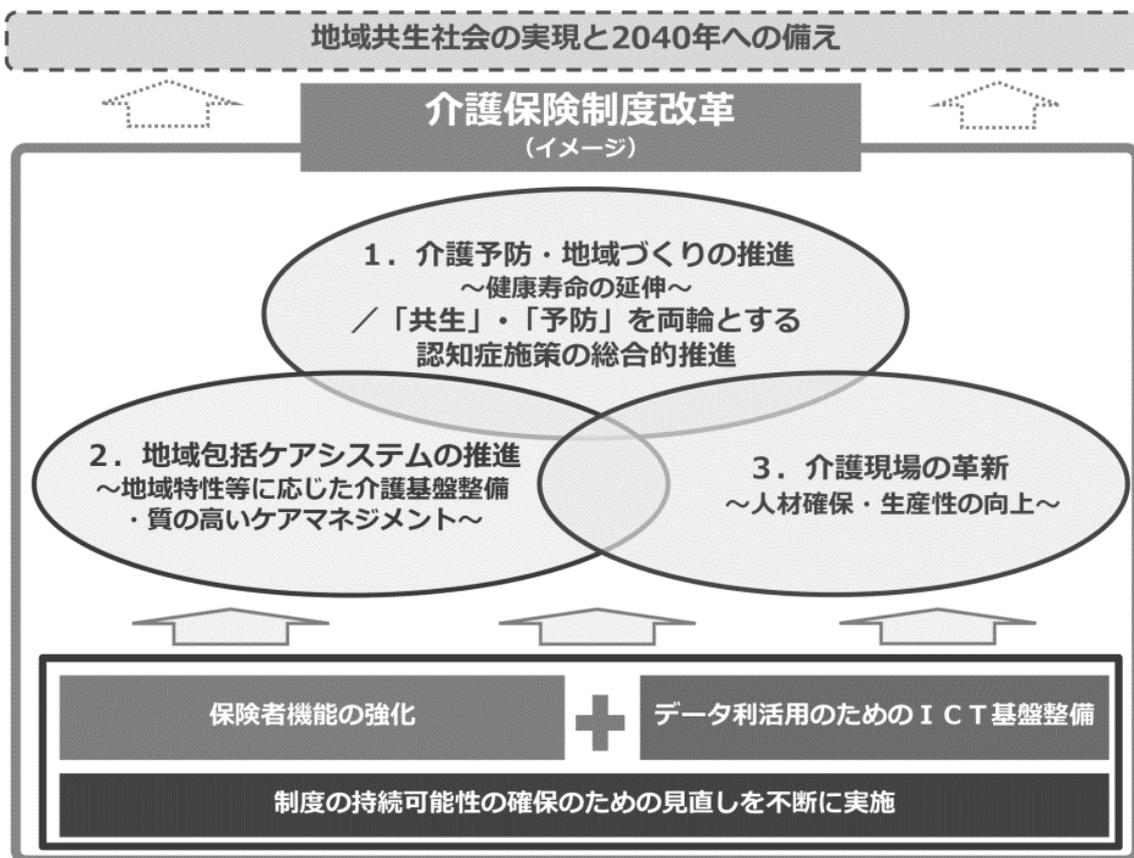
高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町の面積、高齢者人口等を勘案し、町内を1つの日常生活圏域として設定しています。

7 介護保険制度改正の概要

(1) 制度改正の全体像

今回の制度見直しは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会^{※1}の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るものです。

■制度改正の全体像



[出典]厚生労働省資料

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの。

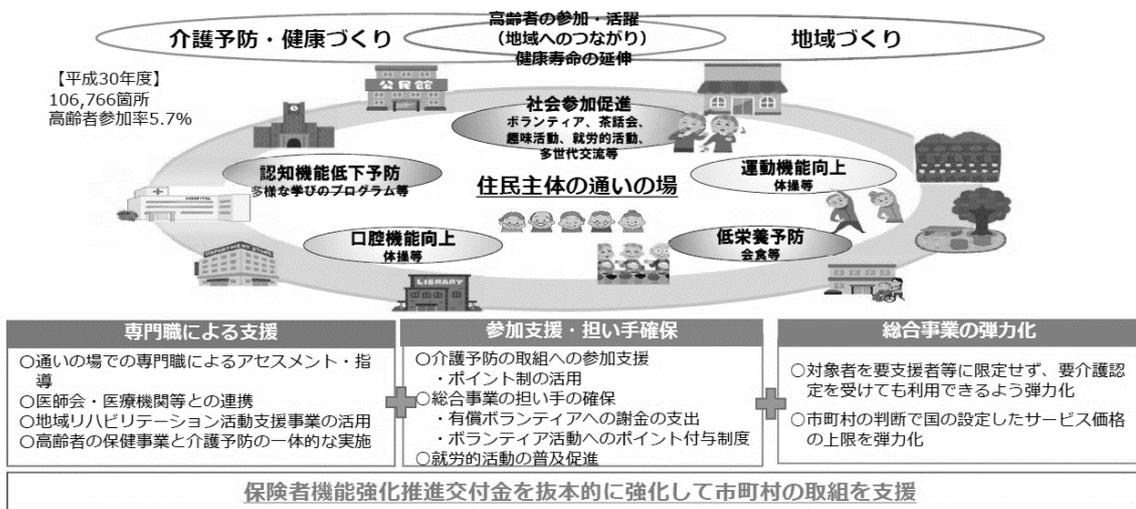
(2) 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が社会で役割をもって活躍できるよう、健康寿命の延伸につなげます。また、高齢者が体操などを通じて交流する「通いの場」でポイント付与の取組推進や、医療専門職の効果的な関わりの強化が進められます。

主な取組

- ・ 一般介護予防事業等の推進 ～ 住民主体の通いの場の取組を一層推進
- ・ 総合事業 ～ より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化
- ・ ケアマネジメント ～ 介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備
- ・ 地域包括支援センター ～ 増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化

■ 通いの場のイメージ



[出典]厚生労働省資料

(3) 認知症施策の総合的な推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生^{※2}」と「予防^{※3}」を車の両輪として施策が推進されます。

■ 認知症施策推進大綱の概要

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」**としての取組を促す。**結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
 - ・ 企業・職域での認知症サポーター養成の推進／「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
 - ・ 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充／エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ・ 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化／家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ・ 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり／企業認証・表彰の仕組みの検討／社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
 - ・ 薬剤治験に即応できるコホート（共通した因子を持ち、観察対象となる集団）の構築 等

※2 共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味。

※3 予防

「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

(4) 地域包括ケアシステムの推進

2025年に団塊の世代が後期高齢者（75歳以上の高齢者）となり、高齢者や要介護認定者が大幅に増加することが予測されています。そのため、行政、事業者、専門機関、地域が手を取り合い、地域の特性を最大限に活かしながらあらゆるニーズに対応するための多様なサービスや活動の展開が進められます。

主な取組

- ・ 今後の介護サービス基盤の整備 ～ 地域の実情に応じた介護サービス基盤整備
- ・ 高齢者向け住まいのあり方 ～ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与を強化

(5) 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

新規人材の確保・離職防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策を推進します。また、人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組を推進します。

主な取組

- ・ 介護職員の更なる処遇改善の着実な実施
- ・ 若者、潜在介護福祉士、元気高齢者等の多様な人材の参入・活躍の促進
- ・ 働きやすい環境の整備・介護の魅力向上・発信・外国人材の受入環境整備
- ・ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組の推進
- ・ 経営の大規模化・協働化、事業所の連携による共同購入、人材確保・育成、事務処理の共同化
- ・ 文書量削減

第2章 高齢者を取り巻く状況

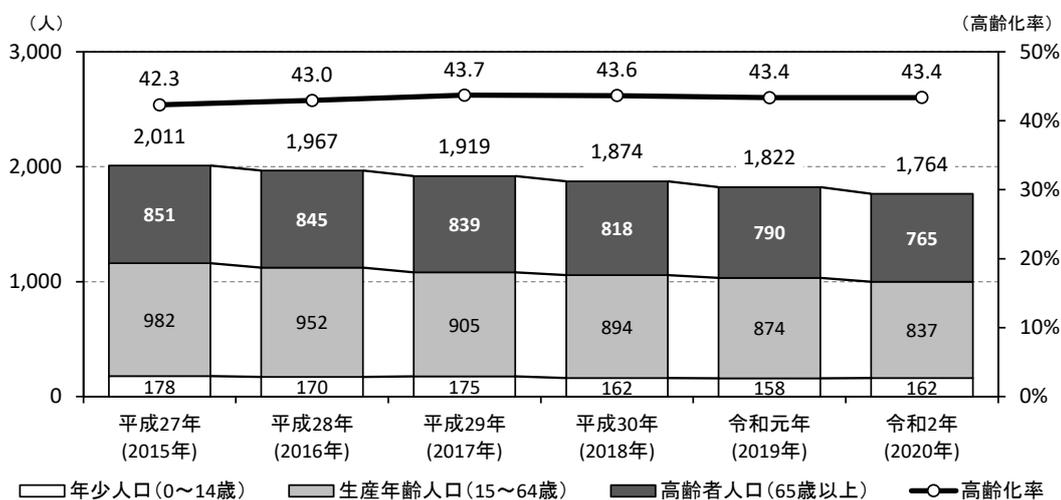
1 高齢者の現状

(1) 総人口の推移

北竜町の総人口は減少傾向にあり、平成27年の2,011人から令和2年には1,764人まで減少しています。高齢者人口（65歳以上）は平成27年から減少が続いていますが、高齢化率は平成29年の43.7%からおおむね横ばいに推移しています。

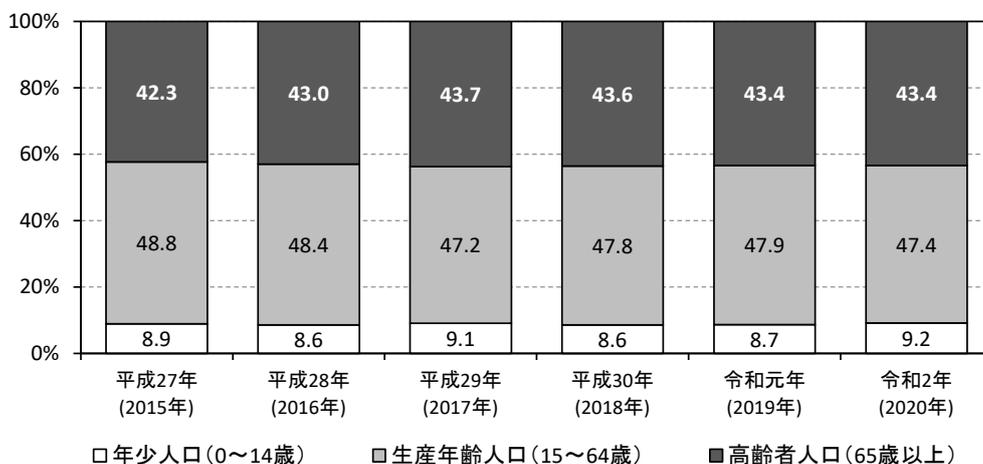
総人口を年齢3区分別の割合で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともにおおむね横ばいに推移しています。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



[資料] 住民基本台帳（各年9月末現在）

■ 年齢3区分人口別割合の推移



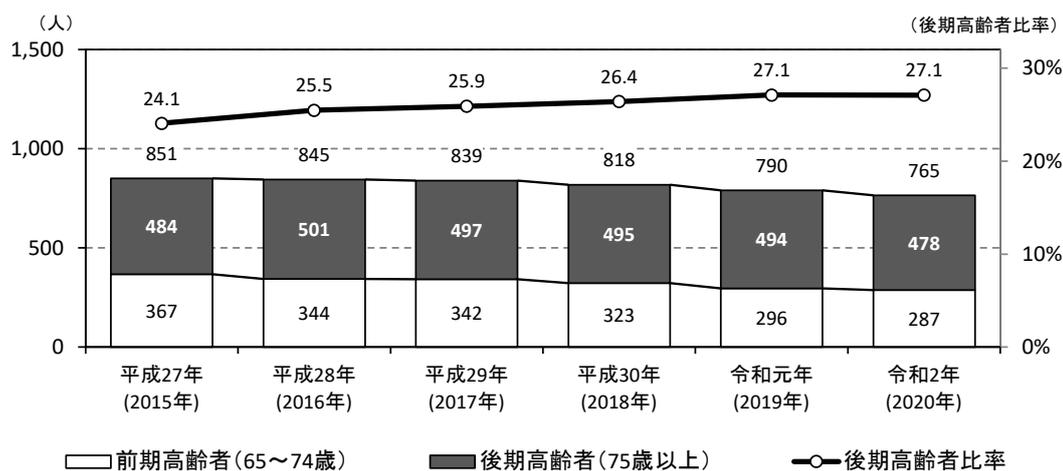
[資料] 住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は平成27年から、後期高齢者（75歳以上）は平成28年から減少しています。

また、総人口に占める後期高齢者の割合は増加傾向が続いており、令和2年には27.1%となっています。

■ 高齢者人口の推移

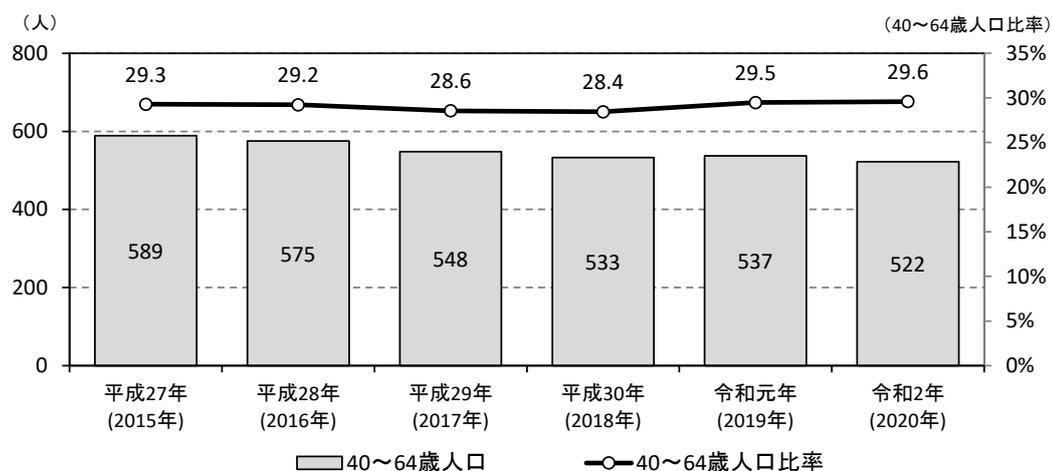


[資料] 住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 40～64歳人口の推移

40～64歳（第2号被保険者）の人口は減少傾向が続いており、平成27年の589人から令和2年には522人まで減少しています。40～64歳人口比率（総人口に占める40～64歳人口の割合）は平成27年の29.3%からおおむね横ばいに推移している状況です。

■ 40～64歳人口の推移



[資料] 住民基本台帳（各年9月末現在）

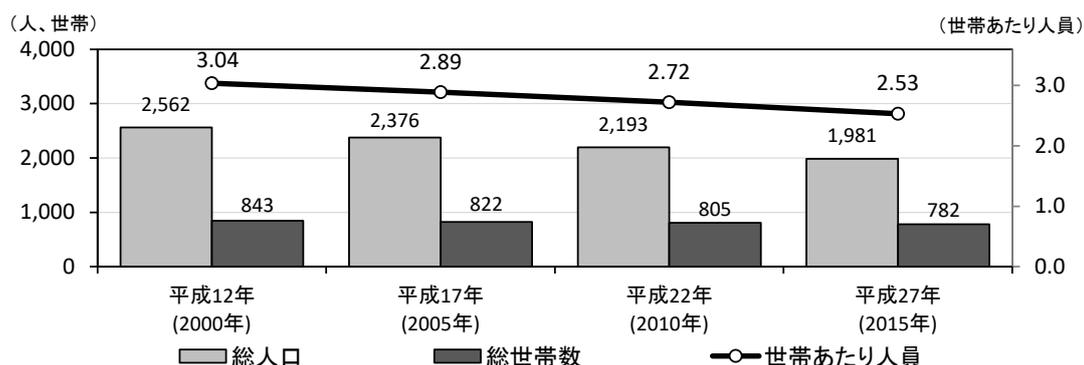
(4) 世帯数の推移

総世帯数は平成12年の843世帯から減少に転じており、平成27年には782世帯となっています。

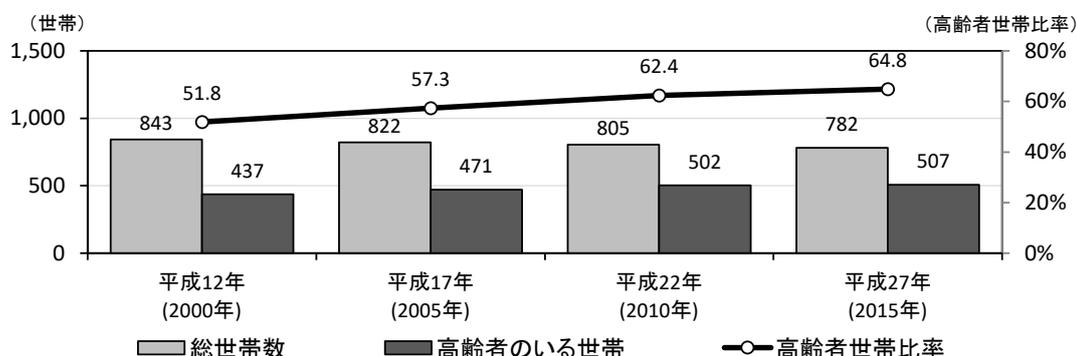
総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は、平成12年の3.04から平成27年には2.53まで減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

また、高齢者世帯を世帯類型別にみると、高齢者世帯に占める1人暮らしの世帯の割合は増加を続けており、平成27年には110世帯で高齢者世帯の21.7%を占めている状況です。

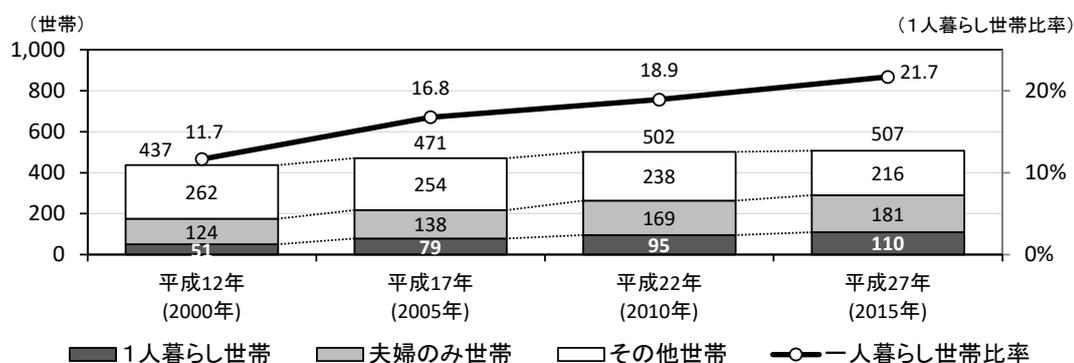
■ 総人口と世帯数の推移



■ 高齢者世帯の推移



■ 世帯類型別高齢者世帯の推移



[出典] 上記グラフすべて国勢調査

2 地域包括ケアシステムの状況

(1) 地域包括支援センター

北竜町地域包括支援センターは平成18年4月に町直営で設置され、保健師等の専門職が配置されています。高齢者やその家族の相談、まると元気アップ運動教室などの介護予防教室、家族介護教室、認知症予防事業に取り組んでいます。

また、運営協議会を開催し、地域包括支援センターの現状及び課題の把握、対応等の検討を行っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置職員	職員数（人）	4	6	4
運営協議会	実施回数（回）	1	1	2

(2) 地域ケア会議

個別事例の検討を通じて、地域の支援者を含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築や地域課題の把握を行い、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域ケア個別会議	開催回数（回）	12	14	11
地域ケア推進会議	開催回数（回）	12	11	8

(3) 在宅医療と介護の連携事業

平成28年度より北空知1市4町で北空知地域医療・介護連携支援センターに委託して在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。

主に医療・介護情報共有支援のあり方、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療・介護関係者による多職種連携による研修会、地域住民への啓発に取り組んでいます。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
多職種による研修会	開催回数（回）	2	3	2
運営会議	開催回数（回）	2	4	4

(4) 認知症対策

高齢化により認知症の方の増加が見込まれる中、北竜町では以下の対策に取り組んでいます。

①認知症サポーター養成

認知症についての正しい理解を持ち、見守ることができる認知症サポーターを養成することで、認知症の人とその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを行っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症サポーター養成講座	開催回数（回）	2	3	2
認知症サポーター	人数（回）	17	75	25

②認知症初期集中支援推進事業

平成29年4月から、北空知1市4町で認知症初期集中支援チームを設置して認知症初期集中支援推進事業を実施しており、平成29年度に1件支援を実施しています。

この事業では、在宅で生活しているが認知症が疑われる人または認知症の人で医療、介護サービスを受けていない、または中断している人等に医師をはじめとする専門職がチームで早期介入し、自立生活のサポートを行っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症初期集中支援チーム 員研修修了者	人数（人）	1	2	1
認知症初期集中支援事業研 修会（広域）	開催回数	2	2	0※

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

③認知症地域支援・ケア向上推進事業

平成29年度より認知症地域支援推進員を配置して以下の活動を実施しています。

- ・ 認知症のご本人、家族への相談支援
- ・ 若年認知症家族会「空知ひまわり」の活動支援
- ・ ボランティア等への認知症サポーター養成講座の実施
- ・ 若年認知症の方への就労支援

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症地域支援推進員	配置人数（人）	2	2	1

④あたまの元気度テスト

平成29年度から令和元年度までの3年間、北翔大学・NPOソーシャルビジネス推進センター、コープさっぽろと共催で、70歳以上の方を対象としてあたまの元気度テストを実施しました。

今後も関係機関と連携し、認知症予備軍を早期に発見して、定期的な運動習慣等で認知症の発症をできる限り抑制していくことを目指しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
あたまの元気度テスト	延べ参加人数(人)	289	252*	

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により予定数より減少。

(5)生活支援体制整備事業

平成28年7月に北竜町生活支援等サービス体制整備協議会を設置しました。また、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、北竜町生活支援等サービス体制整備協議会と協働しながら、ボランティア団体、地縁組織等に地域支援とネットワークづくりを図り、地域資源の把握・情報の共有、地域の課題等について連携を図っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活支援コーディネーター	配置人数(人)	1	2	1

3 高齢者福祉サービスの状況

(1) 高齢者等の生活支援

高齢者等の生活支援サービスとして電話サービス、除雪サービス、移送サービスの軽度生活支援を毎年度実施しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
電話サービス	利用者数（人）	31	43	36
除雪サービス	利用者数（人）	3	3	6
移送サービス	利用者数（人）	6	4	7
洗濯サービス	利用者数（人）	3	1	0
生活管理指導	利用者数（人）	1	4	3
配食サービス	利用者数（人）	15	13	10

(2) 生きがい活動支援

生きがい活動支援事業は令和2年度より、福祉センターから地域支え合いセンターに会場を変更し、回数を増加して実施しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生きがい活動支援	利用者数（人）	27	21	48

(3) 家族介護支援

在宅介護サービス利用手当は、要介護3～5の方で在宅介護サービスを利用している場合に1ヶ月9,000円を支給しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
在宅介護サービス利用手当	延べ件数（人）	93	74	58

(4) 高齢者向け住環境

① 高齢者住宅

町内の高齢者の住まいとして高齢者住宅48戸が整備されています。

団地名	戸数 (戸)
なごみ団地 (和本町)	8
いちい団地 (和東町)	32
みどり団地 (碧水)	8

② 入所・入居施設

町内の介護保険施設サービス及び高齢者の住まいの整備状況は下表のとおりです。

養護老人ホームは町内にありませんが、沼田町養護老人ホーム「和風園」を利用しています。

サービス	施設名	定員 (人)
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム「北竜町永楽園」	80
認知症対応型共同生活介護	グループホーム碧水	18
養護老人ホーム	沼田町養護老人ホーム「和風園」	—

③ 人にやさしい住環境整備事業 (住宅改修)

より良い在宅生活が送られるよう、バリアフリー等の改築工事の軽費に対し助成を行っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人にやさしい住環境整備事業 (住宅改修)	申請件数 (件)	0	0	1
	助成金額 (千円)	0	0	500

(5) その他の高齢者福祉事業

①老人クラブ

老人クラブは、社会奉仕活動、生きがいを高めるための活動や健康づくりのための活動を総合的に実施しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
単位老人クラブ	団体数（団体）	13	13	13
登録会員	会員数（人）	505	507	498

②緊急通報システム

高齢者のみの世帯等を対象に緊急通報システムを貸与し、病気、事故等の非常時における安全確保に努めています。今後とも高齢者世帯の増加に伴い、設置台数を増加する予定です。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
緊急通報システム	設置台数（台）	55	57	55

4 保健事業の状況

健康教育や健康相談など健康づくりの普及・啓発や各種検診等により、高齢者一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう支援を行っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
こころの健康教室 （メンタルヘルス講演会）	開催回数（回）	1	4	2
老人クラブ健康教室	開催回数（回）	7	7	11
特定健診	受診率（％）	57.0	56.1	43.3（速報値）
後期高齢者健診	受診率（％）	16.8	18.3	17.4（速報値）
高齢者インフルエンザ ワクチン接種	接種率（％）	58.5	57.6	72.3
高齢者肺炎球菌ワクチン 接種	接種率（％）	39.5	27.7	32.6

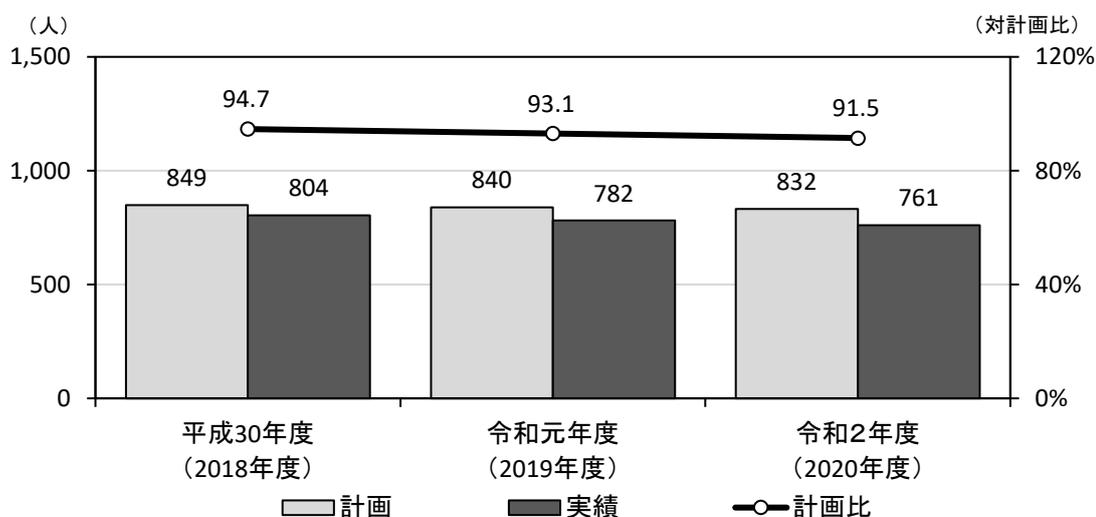
5 介護保険事業の実施状況

(1) 第1号被保険者数と認定者数の状況

第1号被保険者数の実績は計画値を下回って推移し、令和2年度の実績は計画比で91.5%となる見込みです。

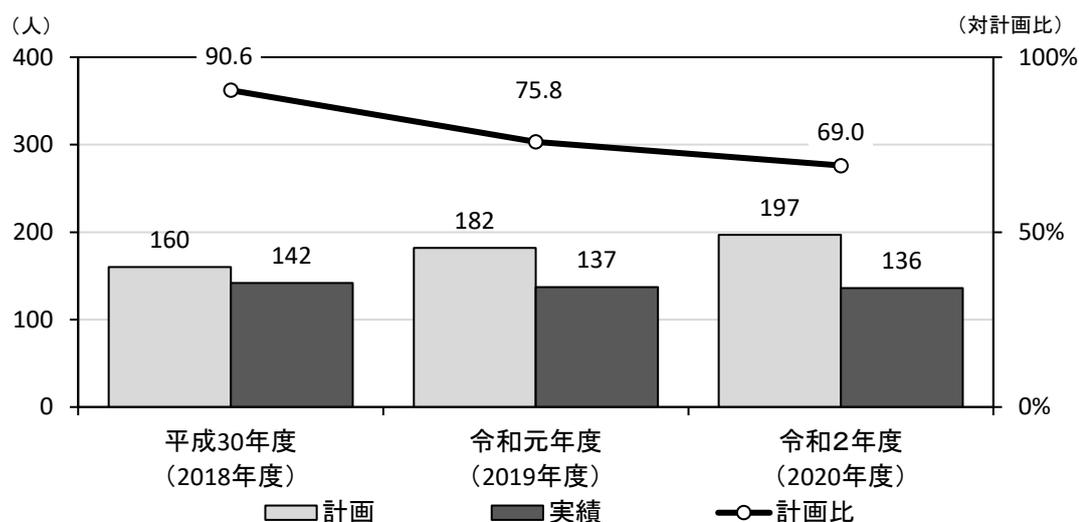
要介護認定者数は計画では増加する予測でしたが、実績は減少して推移し、令和2年度は計画比で69.0%となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の計画値と実績値



[出典] 令和元年度まで：介護保険事業状況報告年報、令和2年度：介護保険事業報告月報（9月）

■ 要介護認定者数の計画値と実績値

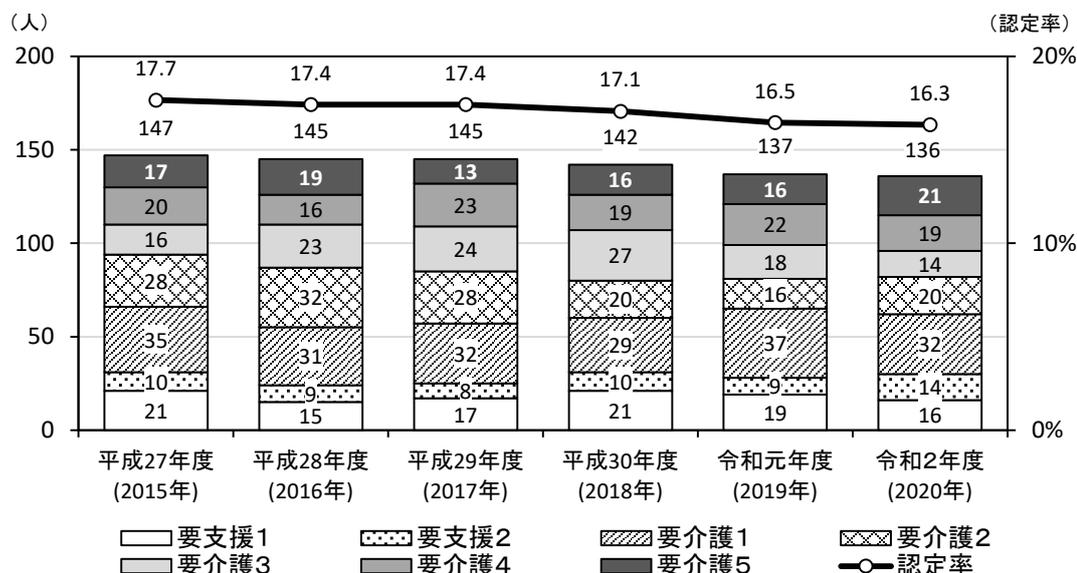


[出典] 令和元年度まで：介護保険事業状況報告年報、令和2年度：介護保険事業報告月報（9月）

(2) 要介護認定率と要介護度の推移

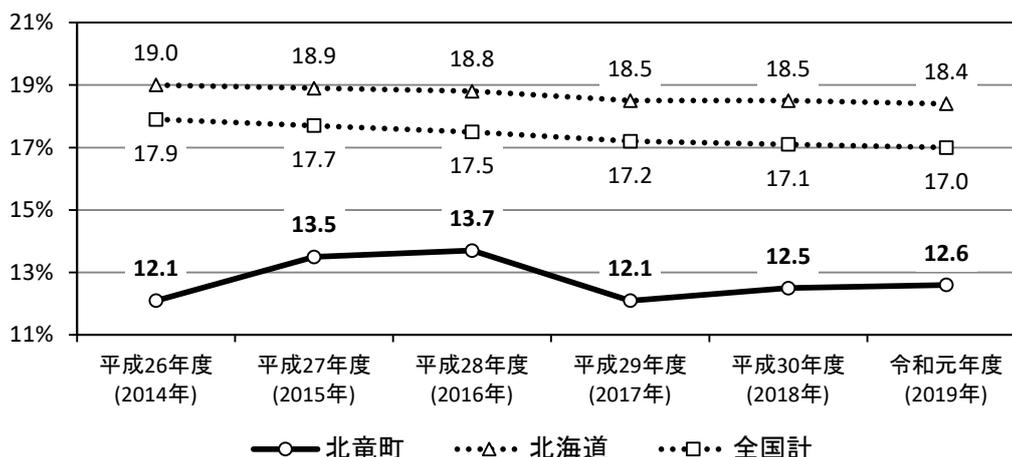
要介護認定率は平成27年度の17.7%から減少傾向にあり、令和2年度は16.3%となっています。性別と年齢の影響を受けないように調整した調整済認定率※4の推移をみると、北竜町の調整済認定率は全国・北海道よりも低く推移しています。

■ 要支援・要介護認定者数と認定率の推移



[出典]令和元年度まで：介護保険事業状況報告年報、令和2年度：介護保険事業報告月報（9月）

■ 調整済認定率の推移



[出典]平成30年度まで：介護保険事業状況報告年報、令和元年度：介護保険事業報告月報（3月）及び総務省「住民基本台帳・世帯数」

※4 調整済認定率

性別・年齢の調整を行い、同じ人口構成と仮定した要介護認定率のこと。要介護認定率に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性別と年齢構成」の影響を除外し、他保険者等との比較の際に用いられる。

(3) 介護保険サービス別利用人数の状況

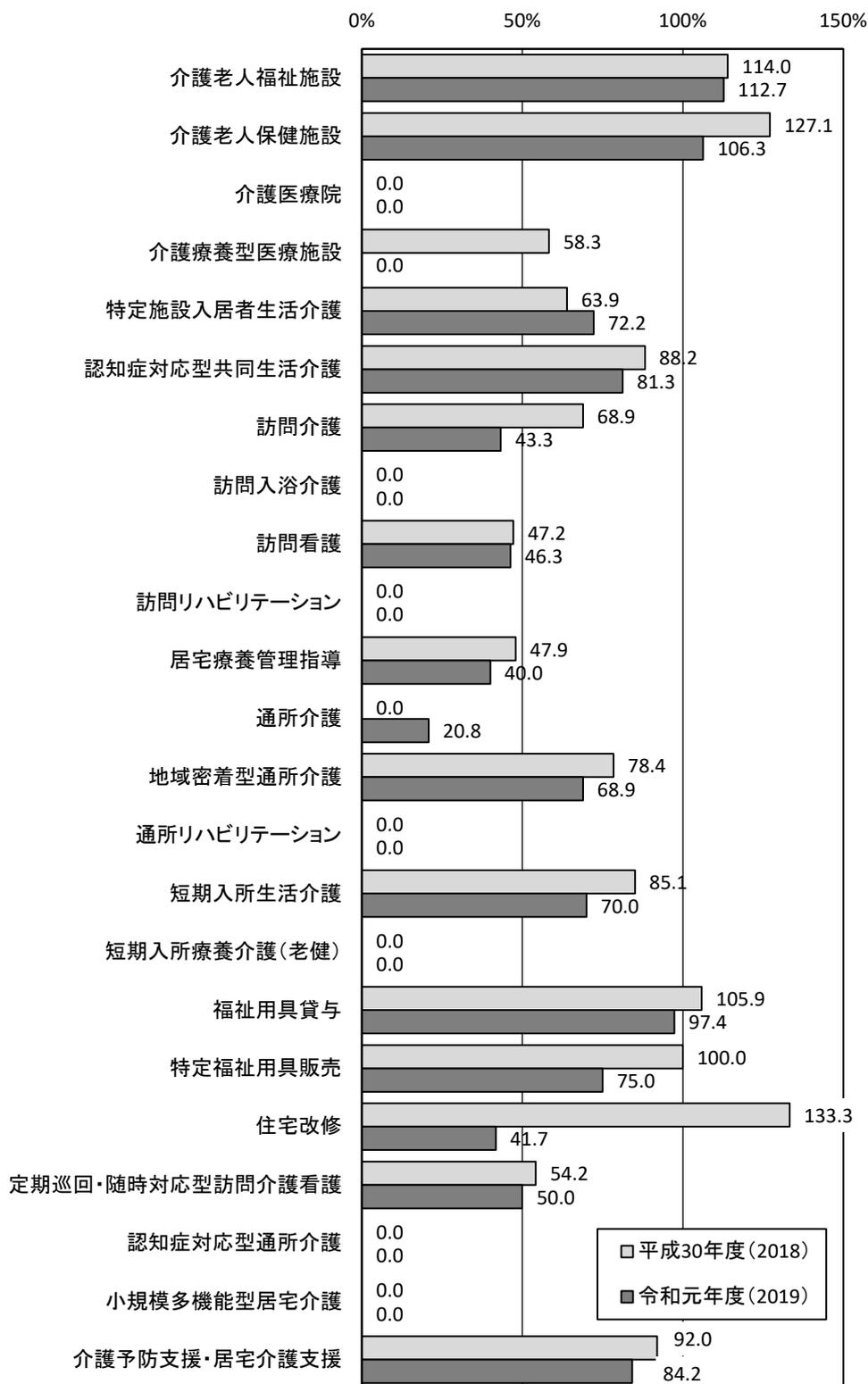
介護保険サービスの利用人数を対計画比で見ると、施設サービスは実績が計画を上回っており、在宅サービスでは平成30年度は福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の実績が計画を上回っていますが、令和元年度ではすべてのサービスにおいて実績が計画を下回っている状況です。

■ サービス利用状況

	計画値（人）			実績値（人）		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
施設サービス	504	516	528	574	565	113.9%	109.5%
介護老人福祉施設	444	456	468	506	514	114.0%	112.7%
介護老人保健施設	48	48	48	61	51	127.1%	106.3%
介護医療院	0	0	0	0	0	-	-
介護療養型医療施設	12	12	12	7	0	58.3%	0.0%
居住系サービス	180	180	180	150	143	83.3%	79.4%
特定施設入居者生活介護	36	36	36	23	26	63.9%	72.2%
認知症対応型共同生活介護	144	144	144	127	117	88.2%	81.3%
在宅サービス	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	180	180	192	124	78	68.9%	43.3%
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	-	-
訪問看護	108	108	120	51	50	47.2%	46.3%
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	48	60	60	23	24	47.9%	40.0%
通所介護	24	24	24	0	5	0.0%	20.8%
地域密着型通所介護	444	444	444	348	306	78.4%	68.9%
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	-	-
短期入所生活介護	288	300	300	245	210	85.1%	70.0%
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	1	0	-	-
福祉用具貸与	324	348	348	343	339	105.9%	97.4%
特定福祉用具販売	12	12	12	12	9	100.0%	75.0%
住宅改修	12	12	12	16	5	133.3%	41.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24	24	24	13	12	54.2%	50.0%
認知症対応型通所介護	0	0	0	12	12	-	-
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	660	660	684	607	556	92.0%	84.2%

[資料] 実績値：介護保険事業状況報告年報

■介護保険サービス別利用人数の対計画比



(4) サービス別給付費の状況

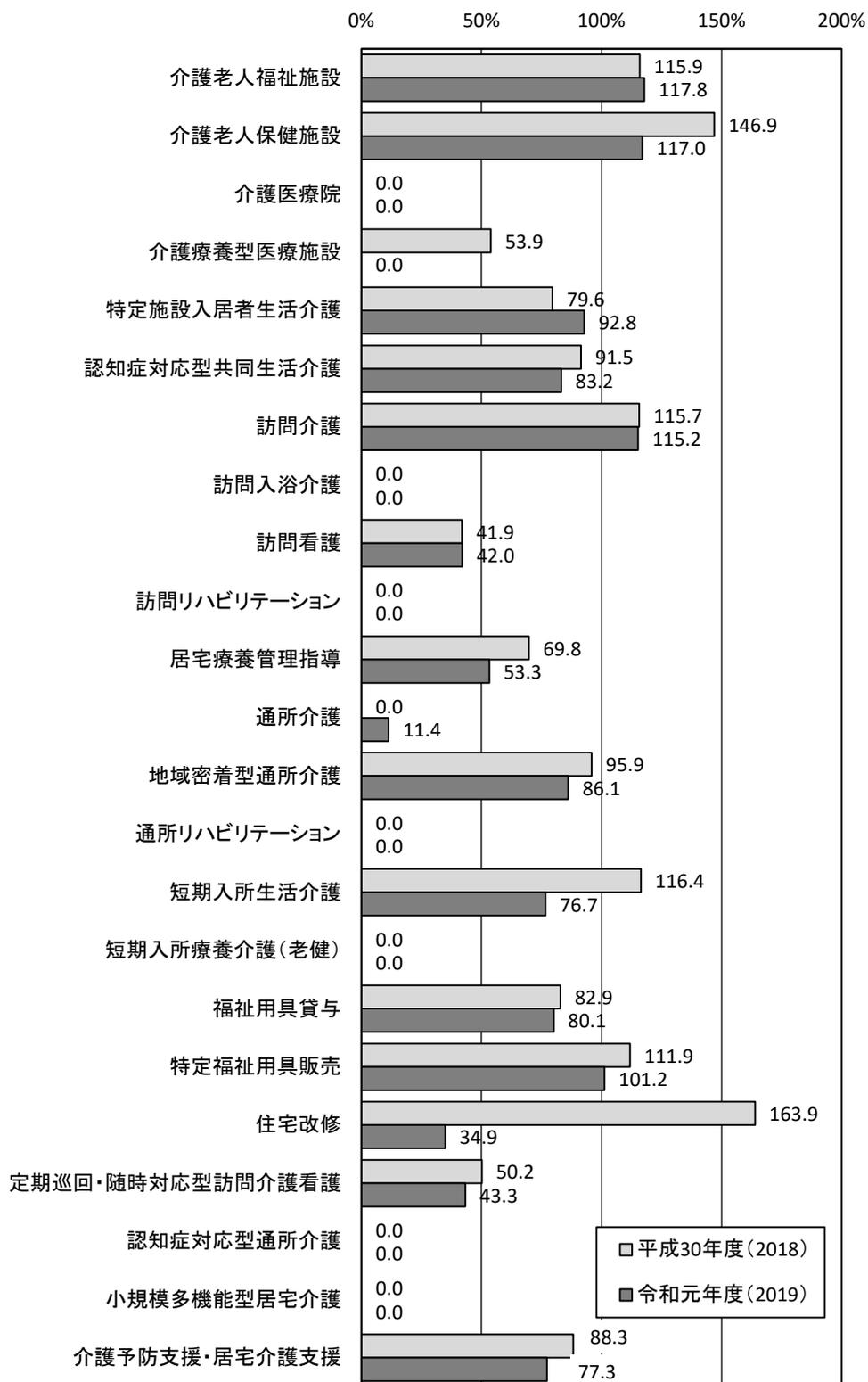
介護保険サービスの給付費を対計画比で見ると、施設サービスでは介護老人福祉施設、介護老人保健施設が計画を上回る実績となっています。また、在宅サービスは平成30年度住宅改修の実績が計画を大きく上回っており、令和元年度では訪問介護、特定福祉用具販売の実績が計画を上回っています。

■介護保険サービス別給付費

	計画値（千円）			実績値（千円）		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
施設サービス	115,540	117,931	121,133	133,872	132,947	115.9%	112.7%
介護老人福祉施設	100,460	102,844	106,046	116,386	121,176	115.9%	117.8%
介護老人保健施設	10,057	10,062	10,062	14,778	11,771	146.9%	117.0%
介護医療院	0	0	0	0	0	-	-
介護療養型医療施設	5,023	5,025	5,025	2,709	0	53.9%	0.0%
居住系サービス	38,831	38,848	38,848	34,915	32,798	89.9%	84.4%
特定施設入居者生活介護	5,114	5,116	5,116	4,073	4,746	79.6%	92.8%
認知症対応型共同生活介護	33,717	33,732	33,732	30,842	28,052	91.5%	83.2%
在宅サービス	65,187	65,862	66,826	64,413	51,576	98.8%	78.3%
訪問介護	3,658	3,660	3,971	4,234	4,216	115.7%	115.2%
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	-	-
訪問看護	3,265	3,266	3,622	1,367	1,372	41.9%	42.0%
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	408	510	510	285	272	69.8%	53.3%
通所介護	1,062	1,062	1,062	0	122	0.0%	11.4%
地域密着型通所介護	21,058	21,068	21,068	20,185	18,146	95.9%	86.1%
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	-	-
短期入所生活介護	21,543	22,025	22,025	25,084	16,890	116.4%	76.7%
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	210	0	-	-
福祉用具貸与	2,720	2,794	2,794	2,254	2,237	82.9%	80.1%
特定福祉用具販売	250	250	250	280	253	111.9%	101.2%
住宅改修	960	960	960	1,574	335	163.9%	34.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,463	2,464	2,464	1,237	1,067	50.2%	43.3%
認知症対応型通所介護	0	0	0	817	634	-	-
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	7,800	7,803	8,100	6,887	6,032	88.3%	77.3%
総給付費	219,558	222,641	226,807	233,200	217,321	106.2%	97.6%

[資料]実績値：介護保険事業状況報告年報

■介護保険サービス別給付費の対計画比



(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

平成24年度に創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」は、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対して、きめ細やかな生活支援サービス等を市町村の判断により総合的に提供することができる事業です。

北竜町では平成29年4月から介護予防・日常生活総合事業を実施し、訪問型・通所型サービスの提供や、各種介護予防事業を推進しています。

①介護予防・生活支援サービス事業

北竜町では、要支援1・2と認定された方及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された方を対象に訪問型サービス、通所型サービスを提供しています。また、通所型サービスでは従来の通所介護相当サービスに加え、緩和された基準によるサービス（通所型サービスA）を提供しています。

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問介護相当サービス	利用者数（人）	1	0	1
通所介護相当サービス	利用者数（人）	1	1	3
通所介護サービスA	利用者数（人）	24	23	24

※利用者数は月あたりの平均人数

②一般介護予防事業

1) 介護予防把握事業

訪問活動や関係機関からの情報提供、本人・家族からの相談により、閉じこもりがち等何らかの支援を必要とする方を把握し、介護予防活動等につなげています。

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規事業対象者数	対象者数（人）	16	7	4

2) 介護予防普及啓発事業

まるごと元気アップ運動教室、スマイル教室等介護予防健康教室、健康相談事業を行い介護予防活動の普及・啓発を図っています。

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
まるごと元気アップ運動教室	開催回数（回）	144	144	126
	実参加者数（人）	51	54	54
口腔機能教室（スマイル教室・お口の健康教室）	開催回数（回）	2	1	2
	講話参加者数（人）	25	20	26

3) 地域介護予防活動支援事業

地域住民を主体とした介護予防活動の育成及び支援を行う事業です。運動・交流などを目的とした通いの場づくりを通して、地域資源の発掘と介護予防の推進を図っています。

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防教室	開催回数（回）	7	5	13

4) 一般介護予防事業評価事業

地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進するため、定期的に介護予防の取組状況等に関する評価を実施しています。

5) 地域リハビリテーション活動支援事業

平成28年4月から北空知1市4町の広域事業として、深川市立病院に委託しています。

現在作業療法士が町に派遣され事業を実施しています。活動内容としては、訪問・通所事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、サロン等住民主体の通いの場等でリハビリテーション専門職が関与し支援を行っています。

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
個別訪問	訪問回数（回）	18	21	11
通所事業所訪問	訪問回数（回）	7	14	14
介護予防事業 （住民主体の通いの場）	支援回数（回）	2	2	0
介護サービス担当職員研修	開催回数（回）	0	2	5

6 アンケート調査結果

(1) 日常生活圏域ニーズ等調査結果

第8期介護保険事業計画策定にあたって、高齢者の生活状況や支援ニーズ、在宅介護者の状況等を把握するため、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

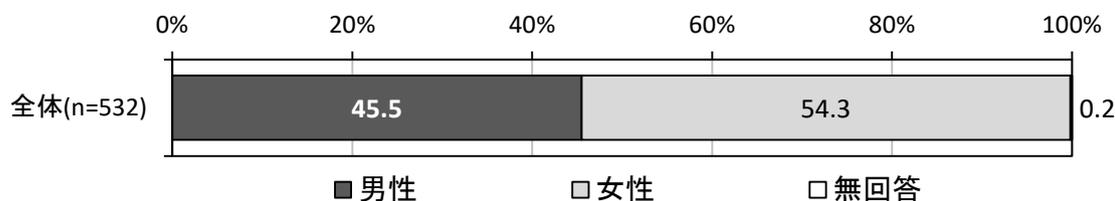
■調査方法

調査の目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。				
対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者				
調査時期	令和2年6月				
調査方法	郵送による配布・回収				
配布数(票)	649	有効回収数(票)	532	有効回収率(%)	82.0

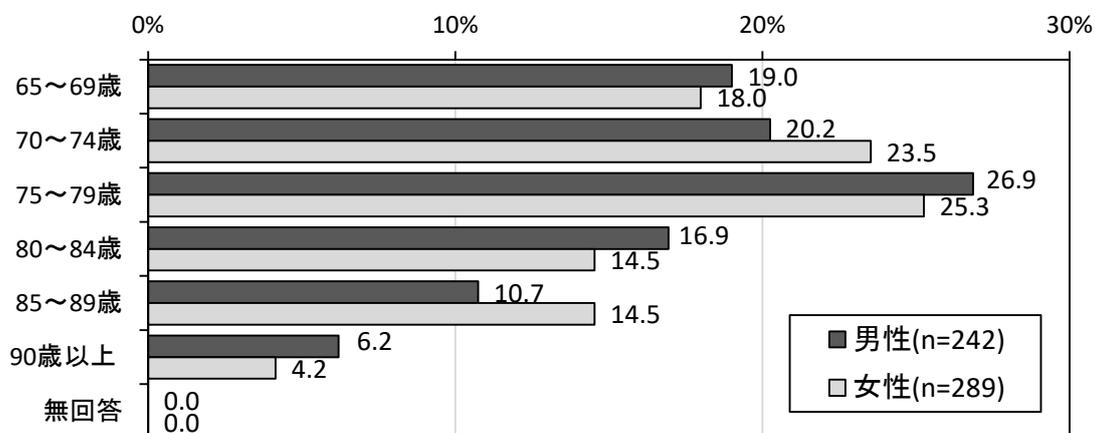
①調査対象者の属性

調査対象者の性別は、男性が45.5%、女性が54.3%、年齢は、男女ともに「75～79歳」が最も多くなっています

《調査対象者の性別》



《調査対象者の年齢》



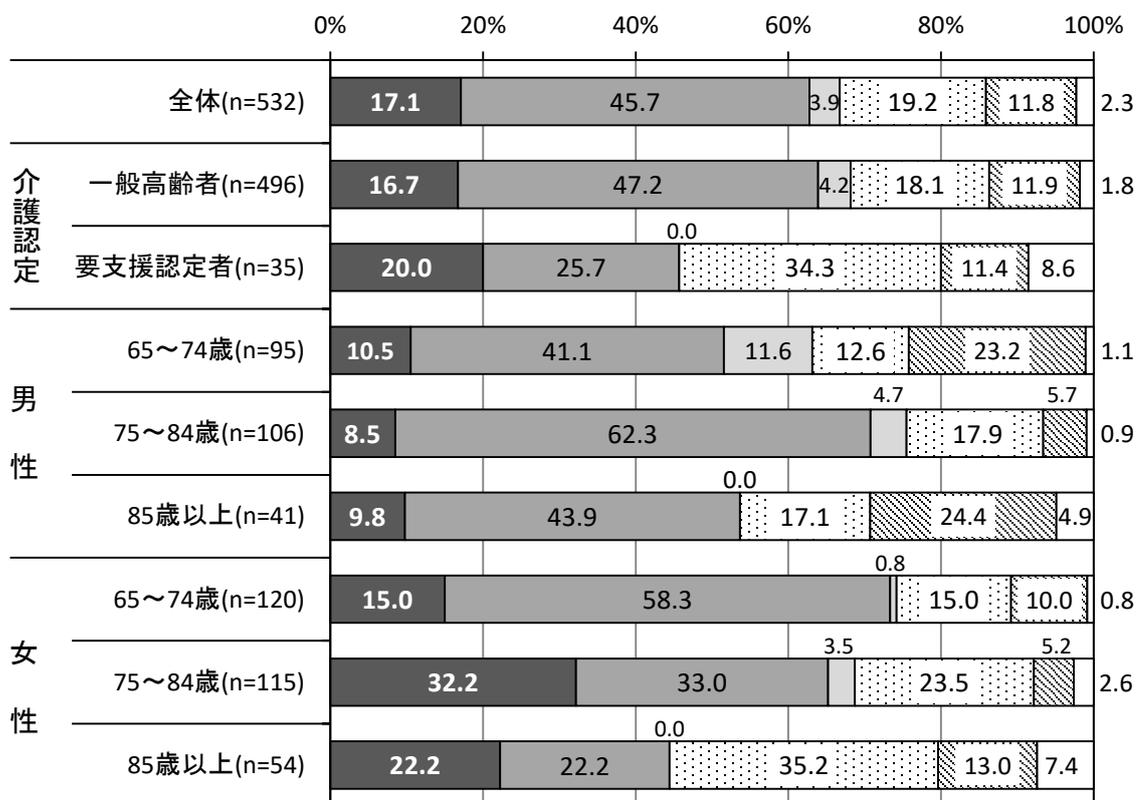
②家族や生活の状況

1) 家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が45.7%で最も多く、次いで「1人暮らし」が17.1%が続いています。

介護認定別で見ると、要支援認定者では「息子・娘との2世帯」が34.3%で最も多くなっています。

男女年齢階級別に「1人暮らし」の割合をみると、男性はすべての年齢階級で10%前後となっている一方、女性は「75～84歳」で32.2%、「85歳以上」で22.2%と、男性に比べて多くなっています。

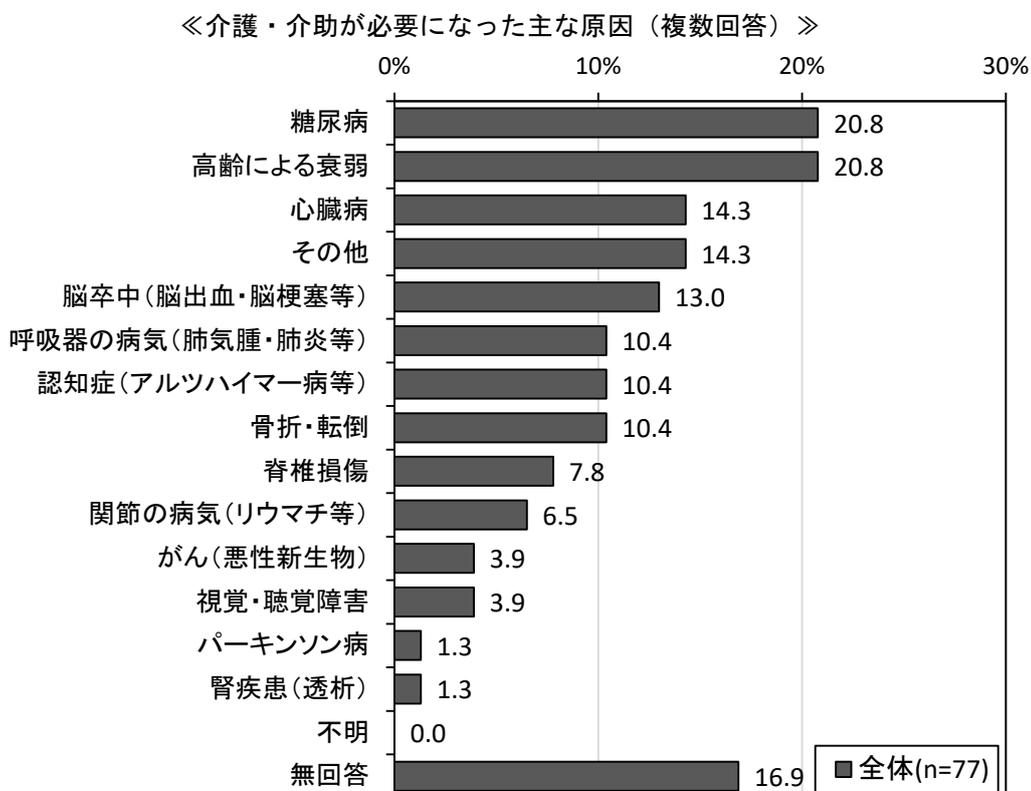
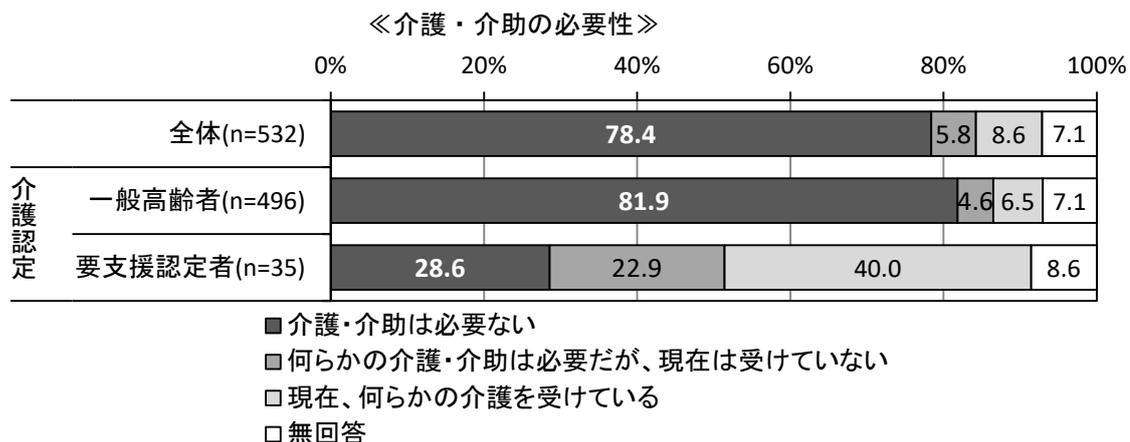


- 1人暮らし
- 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- ▨ その他
- 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- ▨ 息子・娘との2世帯
- 無回答

2) 介護・介助の必要性と主な原因

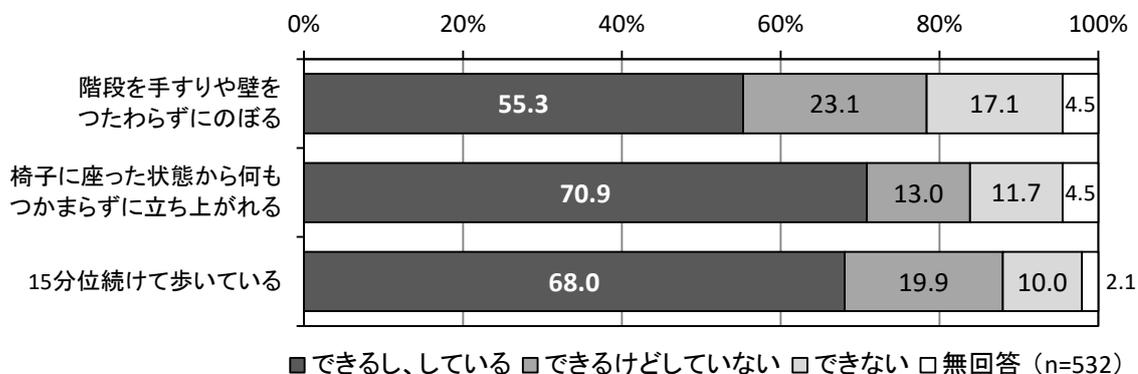
全体で見ると、「介護・介助は必要ない」が78.4%を占め、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は5.8%、「現在、何らかの介護を受けている」は8.6%となっています。介護認定別で見ると、「現在、何らかの介護を受けている」は一般高齢者では6.5%ですが、要支援認定者ではその割合が40.0%と非常に多くなっています。

介護・介助が必要となった主な原因は、「糖尿病」「高齢による衰弱」がともに20.8%で最も多く、次いで「心臓病」「その他」(ともに14.3%)が続いています。



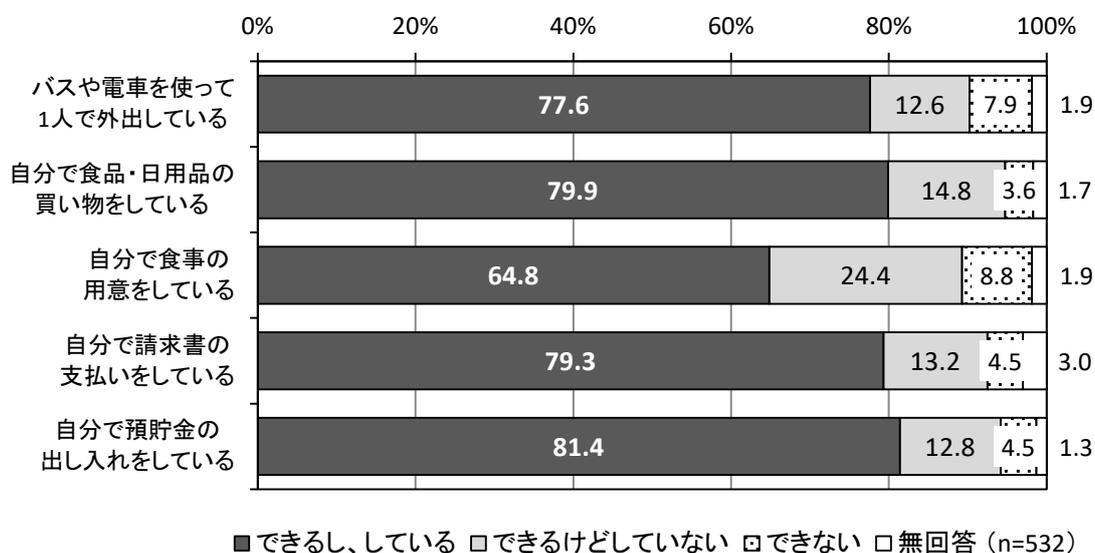
3) 運動器機能について

運動器の機能低下を診断する設問では、55%以上が「できるし、している」と回答しています。一方、「できない」が一番多いのは「階段を手すりや壁をつたわずにのぼる」で17.1%となっています。



4) 日常生活の動作について

生活機能全般に関する設問では、いずれの設問も約65%以上が「できるし、している」と回答しています。一方、「できない」が最も多い項目は「自分で食事の用意をしている」で8.8%となっています。

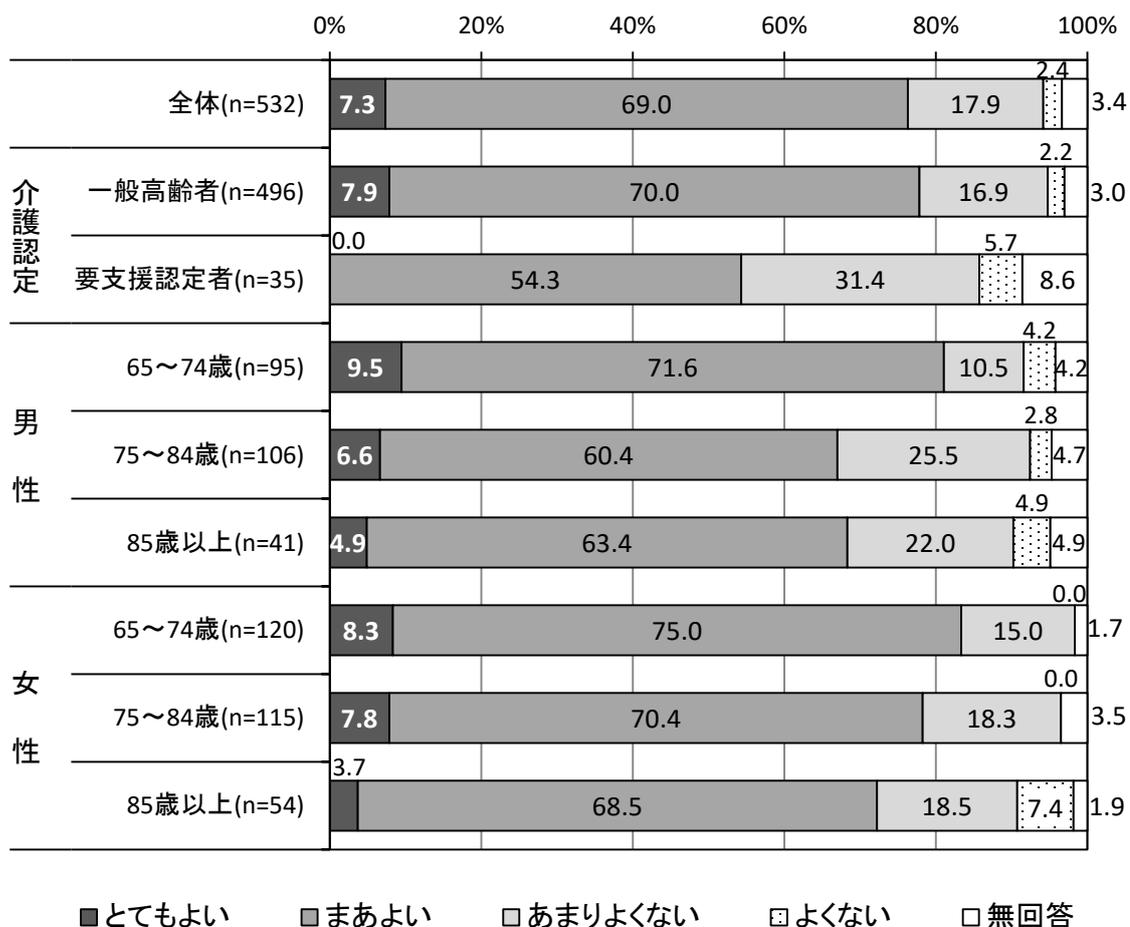


③健康について

1) 現在の健康状態

全体で見ると、現在の健康状態は「とてもよい」(7.3%)と、「まあよい」(69.0%)の合計は76.3%となっていますが、介護認定別で見ると、要支援認定者はその割合が54.3%と少なく、「とてもよい」は0.0%となっています。

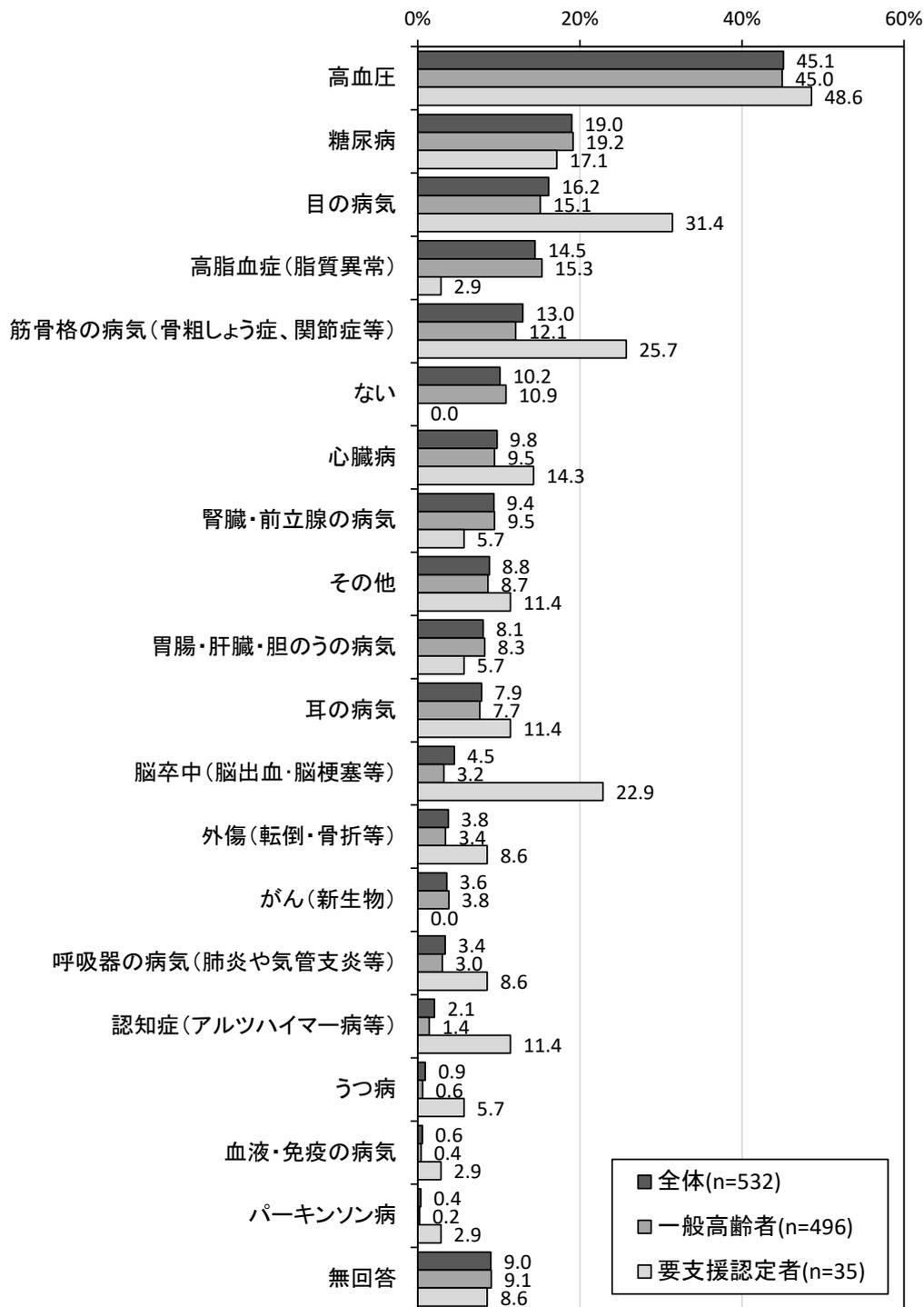
男女年齢階級別で見ると、「とてもよい」と「まあよい」の合計は、男性は75歳を境に少なくなりますが、女性は年齢が高くなるにつれて緩やかに少なくなっています。



2) 治療中・後遺症のある病気【複数回答】

全体で見ると、「高血圧」が45.1%で突出して多くなっており、次いで「糖尿病」(19.0%)、「目の病気」(16.2%)が続いています。

介護認定別で見ると、要支援認定者は「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(22.9%)や「認知症(アルツハイマー病等)」(11.4%)の割合が、一般高齢者のそれぞれの割合に比べると非常に多くなっています。

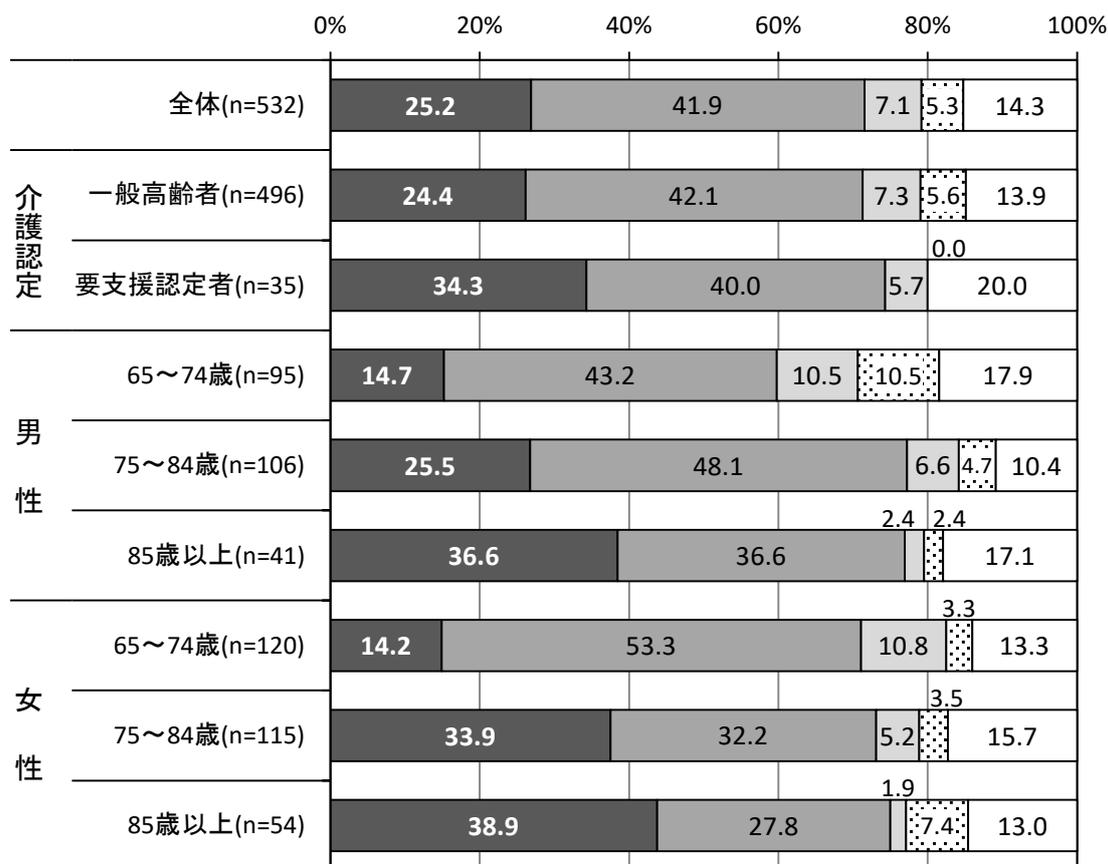


④北竜町の高齢者福祉について

1) 高齢者にとっての町の暮らしやすさ

北竜町が高齢者にとって暮らしやすい町かたずねたところ、全体でみると「暮らしやすいと思う」が25.2%で、介護認定別でみると、要支援認定者はその割合が34.3%で、やや多くなっています。

男女年齢階級別でみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて「暮らしやすいと思う」が多くなっています。

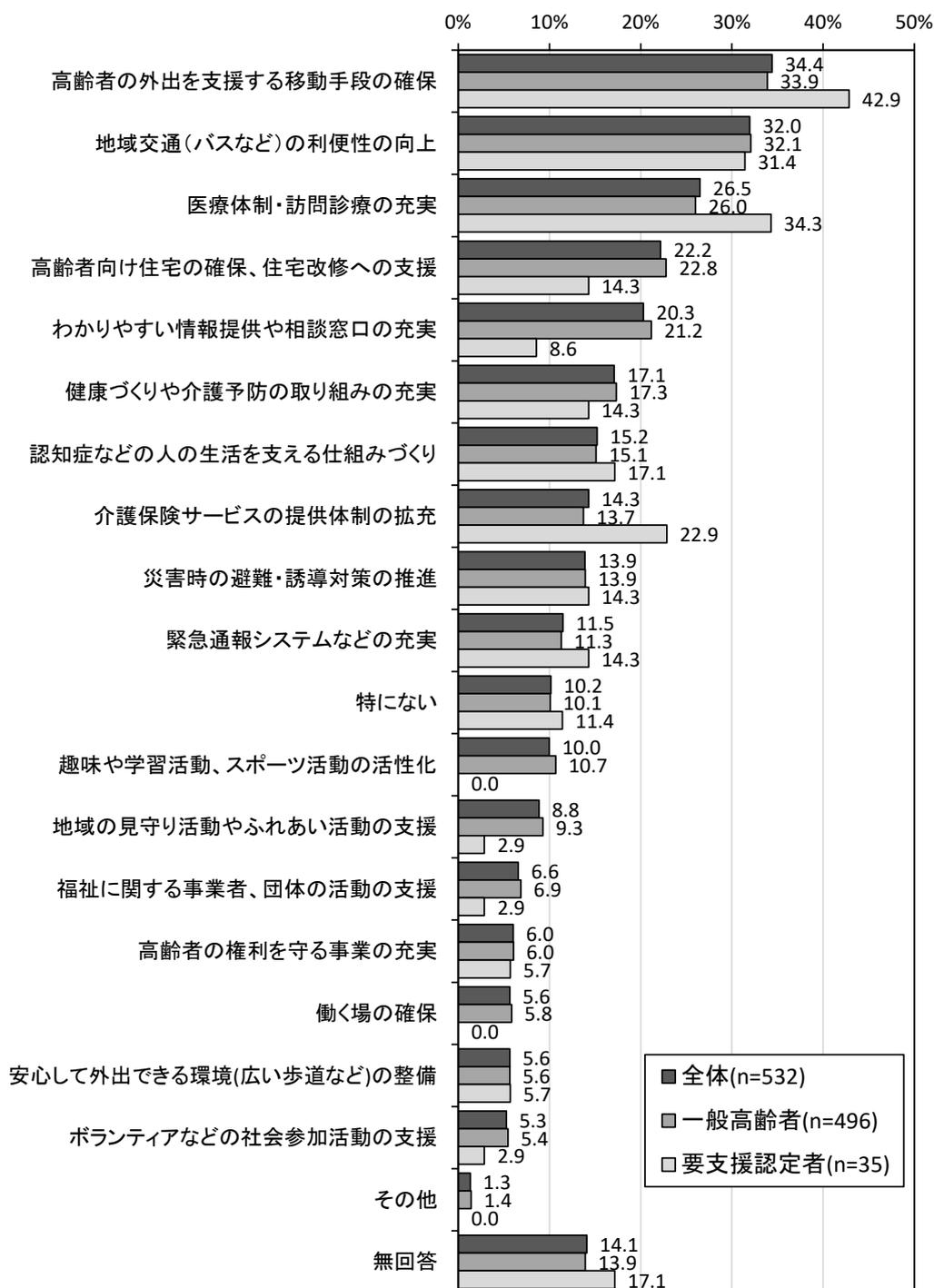


- 暮らしやすいと思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- 暮らしやすいとは思わない
- わからない

2) 高齢者施策として力を入れてほしい施策【複数回答】

全体で見ると「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」(34.4%)と「地域交通(バスなど)の利便性の向上」(32.0%)が上位回答となっています。

介護認定別で見ると、一般高齢者、要支援認定者ともに「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」が最も多く、要支援認定者は、「医療体制・訪問診療の充実」や「介護保険サービスの提供体制の拡充」が多くなっています。



(2) 在宅介護実態調査結果

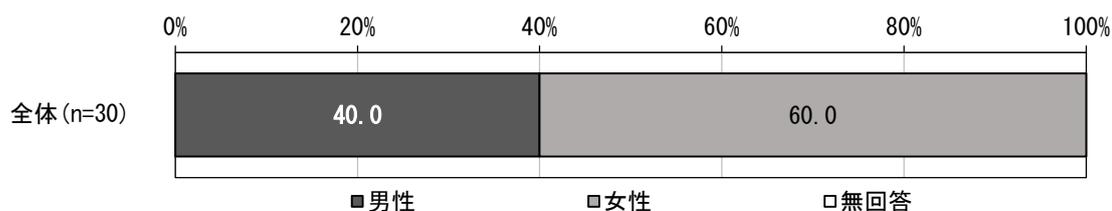
■ 調査方法

調査の目的	要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。				
対象者	要介護認定者及び介護者の家族（施設入所者は除く）				
調査時期	令和2年5月～6月				
調査方法	聞き取り				
配布数(票)	36	有効回収数(票)	30	有効回収率(%)	83.3

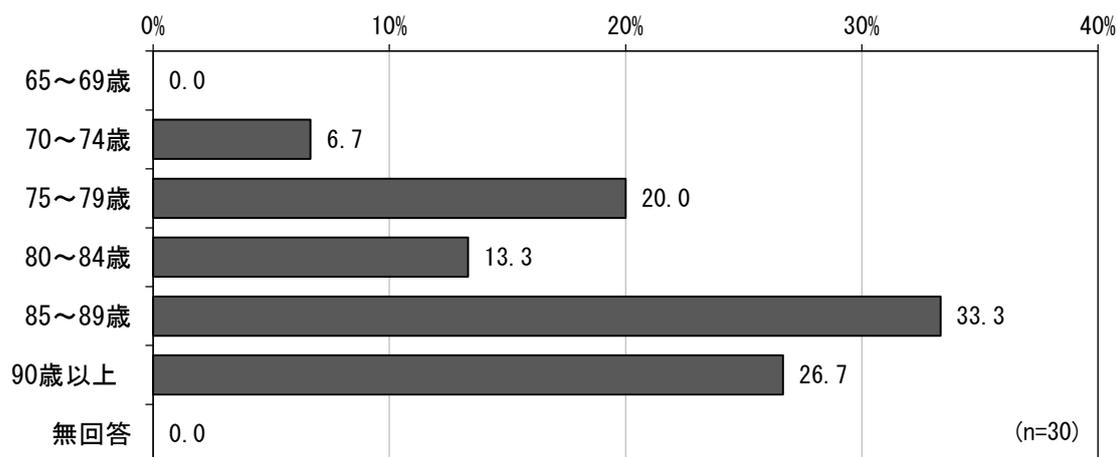
① 調査対象者の属性

調査対象者の属性は、男性が40.0%、女性が60.0%で、年齢は「85～89歳」が33.3%で最も多く、次いで「90歳以上」(26.7%)が続いています。

《調査対象者の性別》



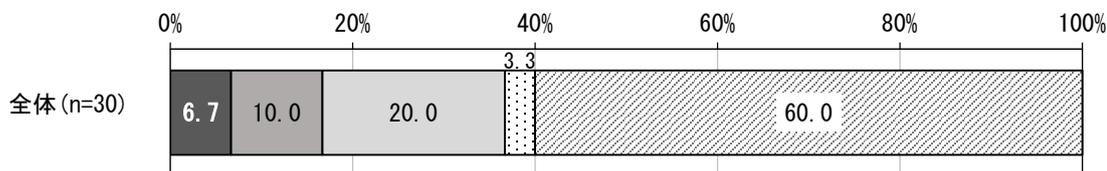
《調査対象者の年齢》



②調査対象者の状況

1) 家族等による介護の頻度

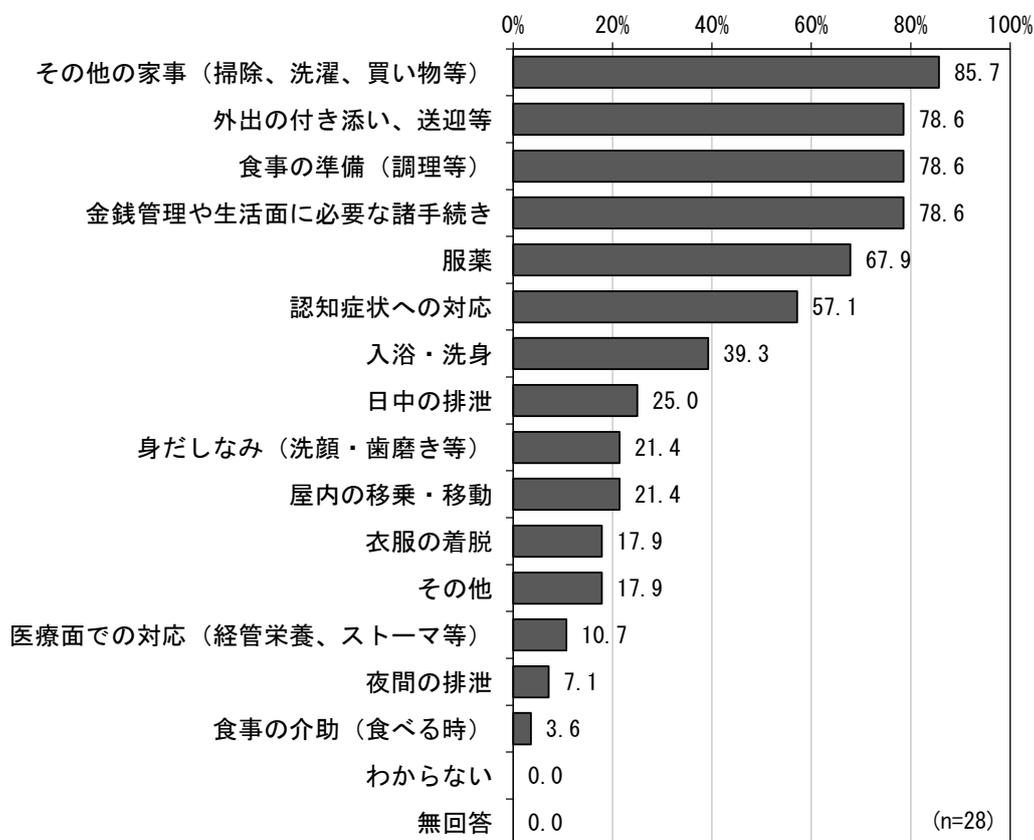
介護の頻度は、「ほぼ毎日ある」が60.0%で半数を超えており、次いで「週に1～2日ある」(20.0%)が続いています。



- ない
- 家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない
- 週に1～2日ある
- 週に3～4日ある
- ほぼ毎日ある
- 無回答

2) 主な介護者が行っている介護【複数回答】

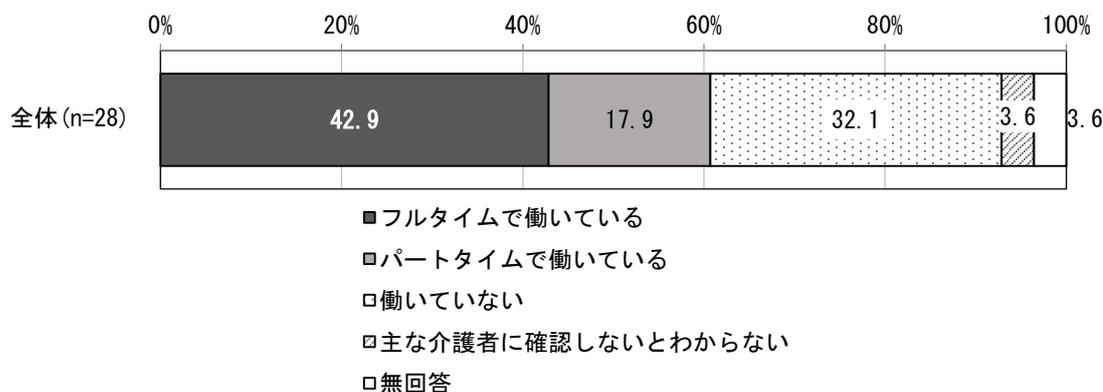
「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が85.7%で最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」と「食事の準備（調理等）」と「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（いずれも78.6%）が上位回答となっています。



③就労と介護の状況

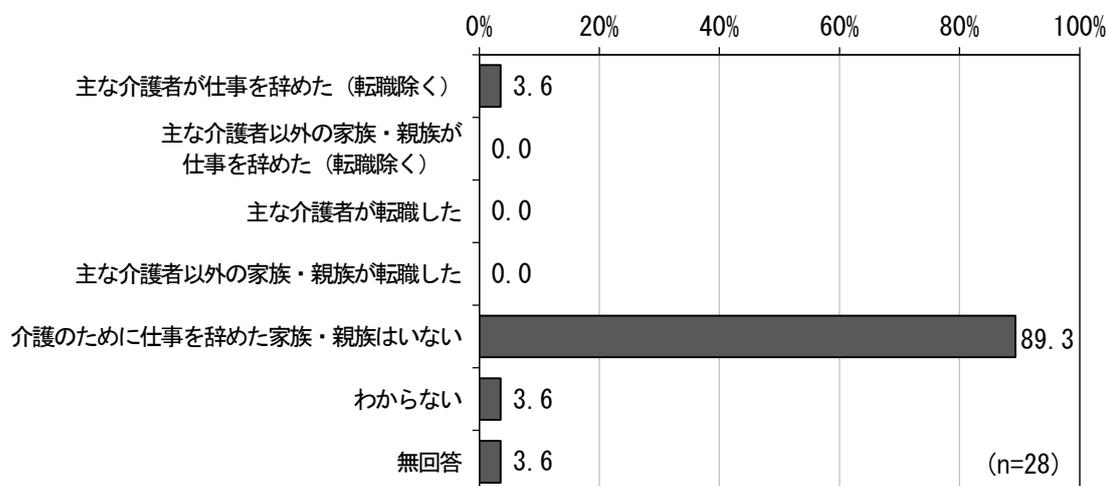
1) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、「フルタイムで働いている」が42.9%で最も多く、「パートタイムで働いている」(17.9%)との合計は60.8%と働いている方が半数を超えており、「働いていない」は32.1%となっています。



2) 介護のための離職の有無【複数回答】

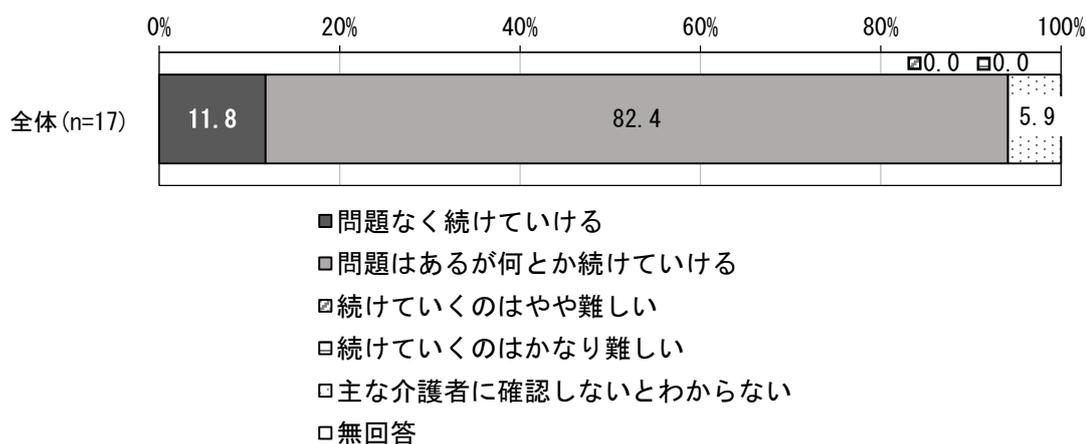
「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が89.3%を占めている一方、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が3.6%いる状況です。



3) 主な介護者の就労継続可否

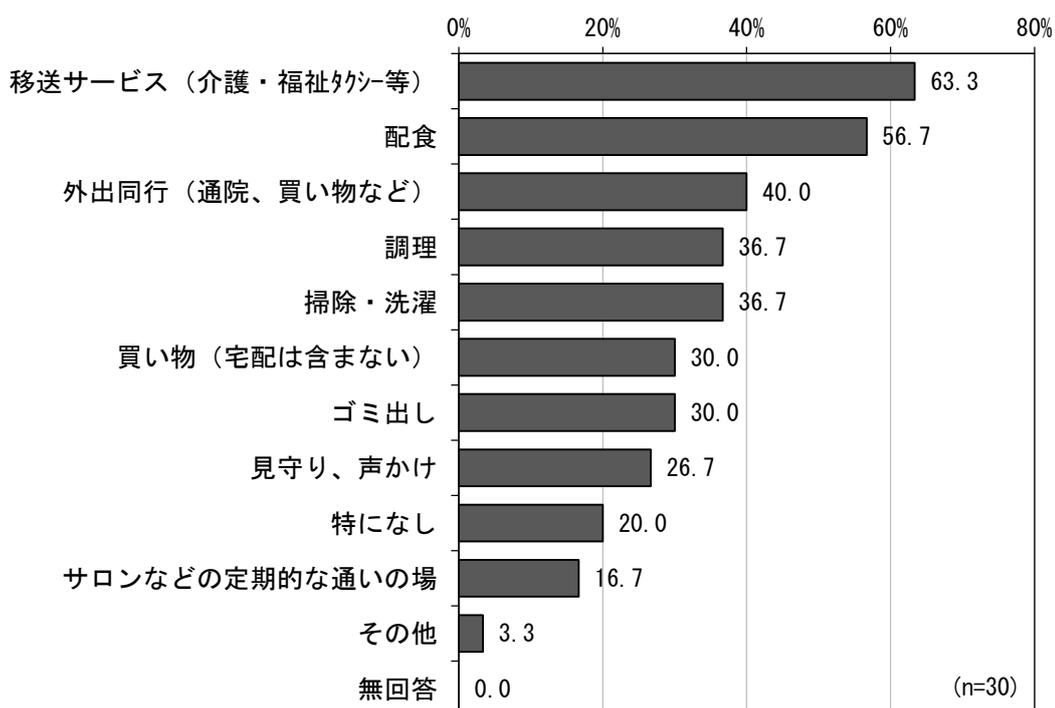
就労されている介護者に今後も働きながら介護を続けていけるかどうかたずねたところ、「問題なく続けていける」が11.8%、「問題はあるが何とか続けていける」が82.4%となっており、合計94.2%が今後も就労を続けていけると回答しています。

一方、「続けていくのはやや難しい」、「続けていくのはかなり難しい」と回答した方はいません。



4) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス【複数回答】

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスは「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（63.3%）と「配食」（56.7%）が半数を超えており、必要となる支援・サービスの中では、「外出同行（通院、買い物など）」（40.0%）、「調理」と「掃除・洗濯」（ともに36.7%）が上位回答となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

高齢化が進展し、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等が多様化している今日、高齢者が持っている豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりと、互いに助け合い支え合う、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

そのためには高齢者を取り巻く家族や、行政など公的機関にとどまらず、町民、町内会などの地域団体、社会福祉協議会、ボランティア、サービス事業者をはじめとする地域の構成員による、ともに支え合う連帯の地域社会を築いていくことが重要です。

また国においては、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を展望して制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めており、制度改革の柱の1つとして健康寿命の延伸と認知症対策を掲げています。

北竜町では、「北竜町総合計画」（令和元年度～令和10年度）において、保健・医療・福祉分野の基本目標として「ともに支え合う快活なまち」を掲げていることから、高齢者が健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、第8期計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

高齢者が安心して快活に過ごせるまち



2 基本目標

(1) 支え合う地域づくり

これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や1人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える必要があります。

地域での支え合いについては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいそれぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える高齢者に対して、その状態に応じ、必要なときに必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

また、サービスの提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを目指します。

(2) 健康で自立した生活づくり

高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

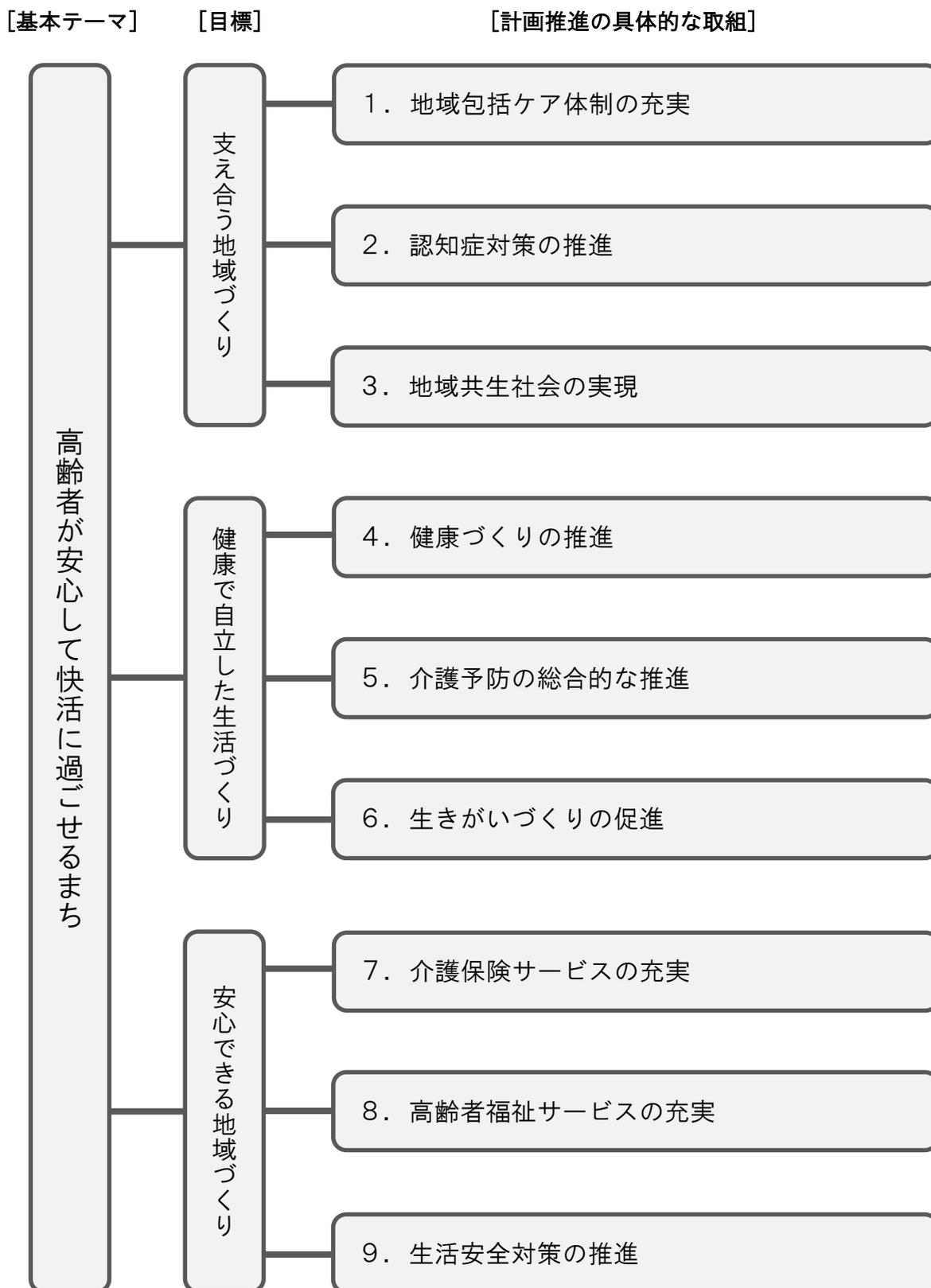
また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施により、疾病の早期発見・重症化予防、通いの場への積極的な関与を進め、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するための支援を行います。

(3) 安心して生活できる地域づくり

介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、介護サービスに携わる人材の確保や資質向上を図るとともに、地域のニーズに応じた多様なサービスや活動の展開を進め、介護が必要になっても安心して暮らすことのできる体制を構築していきます。

また、高齢者の安全で快適な生活の確保は、超高齢社会を迎える北竜町にとって大きな課題となるため、利用しやすい公共施設の整備、防災・防犯対策の充実に努めます。

3 施策体系



第4章 高齢者福祉施策の推進

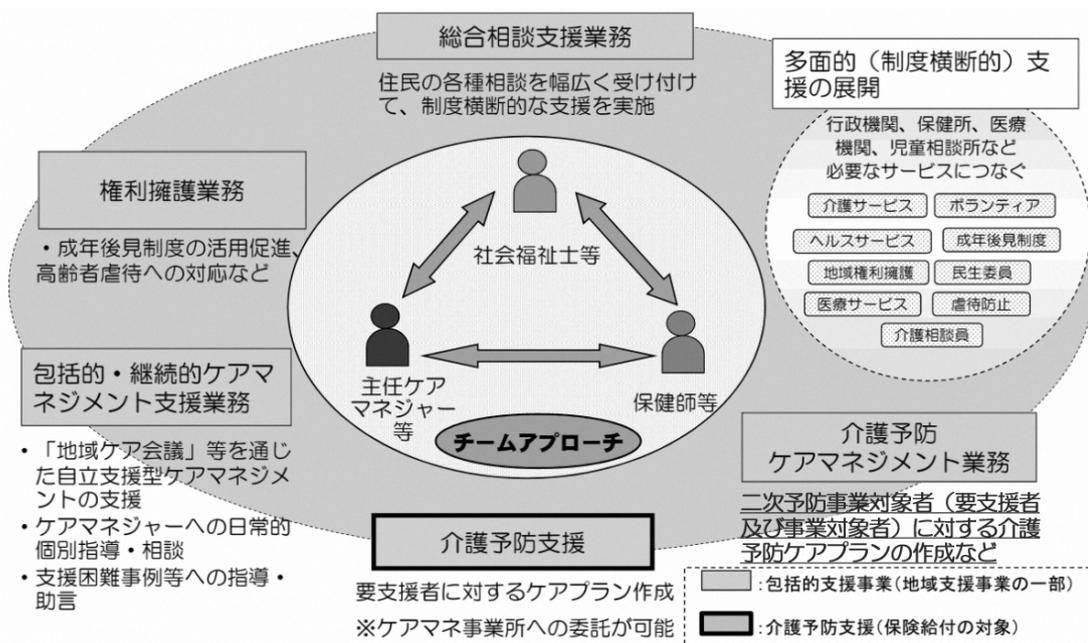
1 地域包括ケア体制の充実

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるよう、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の拠点であり、「地域包括ケアシステム」の推進にあたり中核的な機関として、①総合相談支援、②権利擁護のための援助、③包括的・継続的ケアマネジメント、④介護予防ケアマネジメント等の適切な実施のため、より体制を充実しながら取組を進めています。

今後も地域包括支援センターにより高齢者支援の中核的機関としての機能を提供するとともにその充実に努めます。

■ 地域包括支援センターが持つ機能のイメージ



■地域包括支援センターの主要な機能

事業区分	事業内容
総合相談支援	高齢者の生活・介護などの困りごとについて相談を受け付け、個々の高齢者にどのような支援が必要かを判断し、地域における適切なサービス、保健・医療・福祉関係機関などにつなげる等の支援を行います。
権利擁護	高齢者の人権や財産を守る日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、高齢者自身の判断で財産等を管理することができなくなったときに活用される成年後見制度など、権利擁護に関するサービスや制度を活用するために行政機関や福祉関係機関等につなぎ、高齢者の虐待防止や消費者被害の防止を図ります。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域の介護支援専門員や主治医をはじめ、医療・福祉の関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスを含め、地域における様々な社会資源を活用し（包括的）、高齢者がどんな心身状態になっても途切れることなく（継続的）、在宅でも施設でもその人らしい生活ができるよう支援します。
介護予防ケアマネジメント	要支援認定者及び総合事業対象者に対して、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択内容などに基づき、ケアプランを作成します。

（２）地域ケア会議の推進

介護サービス担当者等、医療・介護の多職種が参加し地域の課題等を共通理解して、その解決に必要な対策を検討していくことを目的に地域ケア会議を開催しています。

また、困難事例の検討や介護予防・自立支援の視点を持ち、関係者が個別支援できるようにリハビリテーション専門職が関与した地域ケア個別会議を開催するとともに、個別事例検討後に定期的なモニタリングも実施しています。

今後もこれらの取組を継続するとともに、町民参加型の地域ケア会議の開催を検討します。

（３）在宅医療・介護連携の推進

平成28年度より北空知1市4町で北空知地域医療・介護連携支援センターに委託して在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。

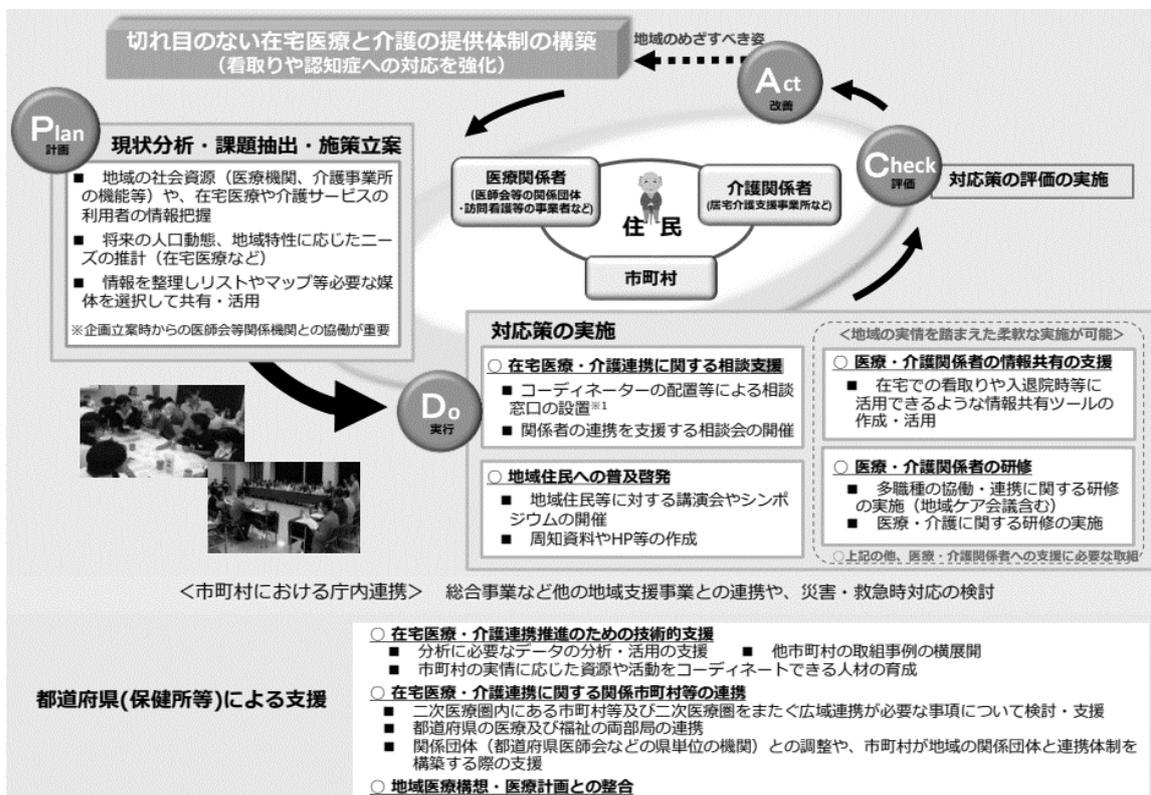
主に医療・介護情報共有支援のあり方、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療・介護関係者による多職種連携による研修会、地域住民への啓発に取り組んでいます。

第8期計画から、市町村が地域のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決が図れるよう、また、地域の実情に応じて取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組

をさらに進められるよう事業内容の見直しが行われることになりました。

今後も北空知地域医療・介護連携支援センターと連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて取組を推進します。

■第8期計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業のあり方



[出典]厚生労働省資料

事業名	事業の概要
地域の医療介護の資源の把握	北空知地域医療連携支援センターが中心となり、北空知地域の医療介護資源を把握、情報の整理を行い、北空知地域医療・介護連携支援センターホームページに掲載しています。
連携に対する現状と課題の抽出	2つの専門部会と運営会議において連携に対する現状把握と課題の抽出などの協議を行います。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	北空知地域医療連携支援センターの設置により、医療・介護関係者との「顔の見える」関係づくりを推進し、相談支援体制を整備してきました。 今後も専門部会において相談支援の連携を図ります。
地域住民への普及啓発	パンフレットの作成・配布や地域住民フォーラムを開催し、在宅医療・介護連携に関する町民への普及啓発を図ります。
医療・介護関係者の情報共有の支援	専門部会において情報共有ツールとしてICTを導入しました。今後はICTを有効活用し、スムーズな連携を行うための体制づくりを推進します。

事業名	事業の概要
医療・介護関係者の研修	専門部会において、複数回の多様な研修会を企画、実施し、参加者のレベルアップと多職種連携の体制づくりを推進します。

(4) 生活支援サービスの体制整備

高齢者世帯や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者が増加することを踏まえ、多様な主体による見守りや安否確認、外出や家事などの生活支援サービスの提供が必要となります。

平成30年4月より生活支援コーディネーター1名を配置し、一部地区の老人クラブで困りごとアンケートを実施し、地域課題の抽出などを行いました。

今後は、生活支援コーディネーターの活動支援や関係機関、地域のボランティア団体等との地域課題解決のための取組方法の検討を進めます。

(5) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待の防止

1) 相談・支援

養護者による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センター職員や介護支援専門員が主たる介護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行います。

2) 虐待防止に関する広報・普及啓発

高齢者虐待相談窓口や虐待防止に関する制度等について町民への啓発、介護事業者への高齢者虐待防止法等についての周知や研修会参加への呼びかけを行います。

3) 関係機関との連携

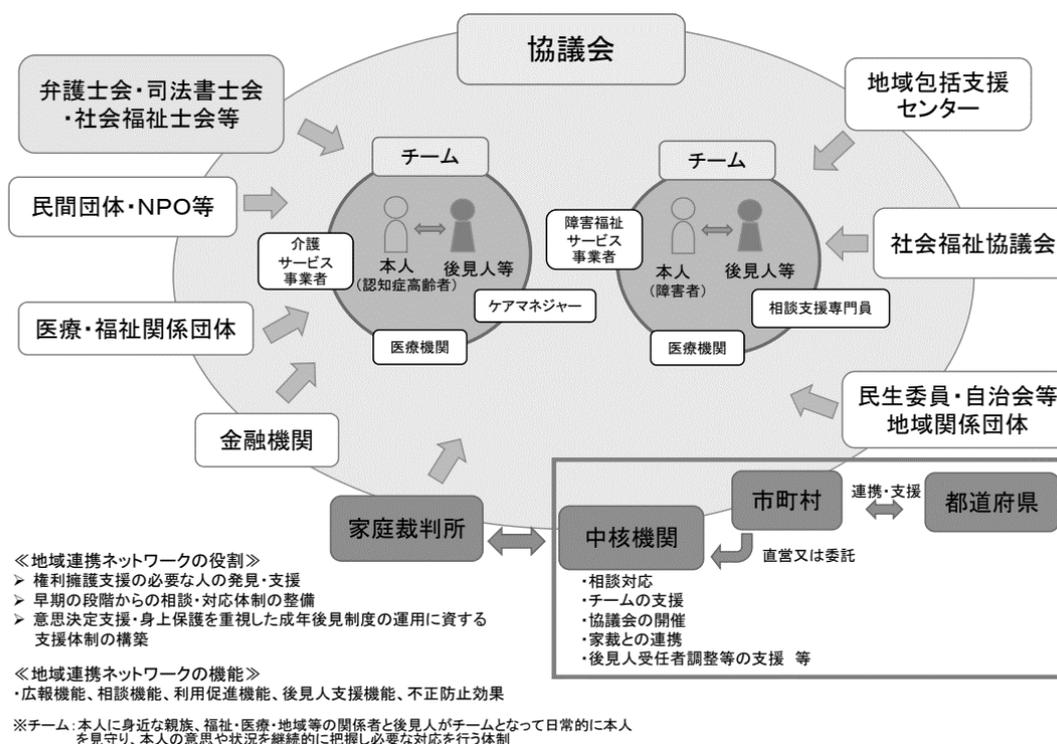
早期発見を行うため、地域ケア会議等で関係機関からの情報収集を行っています。高齢者虐待が疑われる事案に対しては、北竜町高齢者虐待防止事業実施マニュアルにより対応を行うため、マニュアルの関係機関への周知を図ります。

② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

また、地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するためには、その中核となる機関が必要とされているため、今後はその設置に向けた検討を進めます。

■地域連携ネットワークのイメージ



[出典]厚生労働省資料

③成年後見制度の普及啓発と利用促進

身寄りのない重度認知症高齢者等が介護保険サービスの利用、財産管理、日常生活上の支援が必要な場合に、申立人がいない方の場合の町長申立、低所得者への後見人等への報酬助成など成年後見制度利用支援事業を継続していきます。

また、制度の普及啓発を図るため、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行う「日常生活自立事業」を含めた権利擁護全体の制度について周知を図ります。

2 認知症対策の推進

(1) 認知症の早期発見と対応

①認知症初期集中支援チームの設置

平成29年4月から、北空知1市4町で認知症初期集中支援チームを設置して認知症初期集中支援推進事業を実施しています。

この事業では、在宅で生活しているが認知症が疑われる人または認知症の人で医療、介護サービスを受けていない、または中断している人等に医師をはじめとする専門職がチームで早期介入し、自立生活のサポートを行っています。

今後も認知症初期集中支援チームの周知を継続するとともに、チームの活動により認知症の早期発見及び対応を行います。

②認知症地域支援推進員の配置

平成29年度より認知症地域支援推進員を配置して以下の活動を実施しています。

- ・ 認知症のご本人、家族への相談支援
- ・ 若年認知症家族会「空知ひまわり」の活動支援
- ・ ボランティア等への認知症サポーター養成講座の実施
- ・ 若年認知症の方への就労支援

また、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員で月1回定期的な情報連携の機会を持ち、具体的な支援方法等の検討を行っています。

今後も認知症地域支援推進員の配置を継続し、認知症のご本人や家族への支援を行います。

(2) 認知症に関する知識の普及

①あたまの元気度テスト

平成29年度から、70歳以上の方を対象に「あたまの元気度テスト」(もの忘れ相談プログラム・TDAS・生活等アンケート調査)をしてきましたが、北翔大学との共同実施は令和元年度で終了となりました。

今後は北翔大学との協力関係を保ちながら「あたまの元気度テスト」を継続実施し、地域住民の方々の状況を把握します。また、検査の結果、認知症または軽度認知障害(MCI)^{※5}が疑われる方については、認知症予防についての知識の普及や早期受診、予防活動が実践できるように支援します。

②認知症ケアパスの普及

認知症の人と家族にいつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを記載した「北竜町認知症ケアパス」の見直しを毎年度行うとともに、その普及に努めます。

(3) 認知症を介護する家族支援の充実

①認知症サポーター養成事業

北竜町では認知症についての正しい理解を持ち、見守ることができる認知症サポーターを養成しており、令和2年12月末現在、小中学生から一般町民まで276名の認知症サポーターがいます。

今後も小中学生の認知症サポーター養成講座を継続するとともに、一般町民向けの養成講座も継続して実施できるよう周知方法や実施方法の検討を行います。

また、認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結び付けるための「チームオレンジ」の立ち上げに向けた検討を進めます。

※5 軽度認知障害(MCI)

認知機能の低下の訴えはあるものの、日常生活は問題なく送ることができている状態のこと。放置すると症状が進み認知症へと移行してしまう可能性が高いと言われている。

②若年認知症家族会「空知ひまわり」の活動支援

若年認知症の本人と家族、さらには支援するサポーターで構成されている若年認知症家族会「空知ひまわり」の活動を支援します。

③高齢者SOSネットワーク事業の推進

認知症高齢者のひとり歩きを早期発見し、事故を防止するためSOSネットワークに登録されている高齢者について、介護サービス事業所、駐在所、消防など関係機関と連携し見守り支援を行っています。

平成24年の運用開始から年に約1名の登録申請がありますが、町民及び関係機関に事業が浸透していないことが課題となっています。

そのため、高齢者SOSネットワーク事業のさらなる周知を図るとともに、関係機関の役割や支援体制などを再確認します。

④住民主体の集いの場

地域支え合いセンターにて、住民主体の集いの場が定期的に行われています。

今後は住民主体の集いの場と連携しながら、認知症の方や認知症グループホームと地域の方々の交流を促進し、町民が認知症の理解を深めていくことができるよう働きかけを行います。

3 地域共生社会の実現

(1) 町民向け研修会の開催

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう町民の方に「地域包括ケア」をテーマとした研修会を開催しており、令和元年度は北空知地域医療介護確保推進協議会と共催で住民フォーラムを開催しました。

フォーラム後のアンケートでは研修会を継続してほしいとの要望も多く、今後も「地域包括ケア」をテーマとした研修会を継続して開催します。

(2) 福祉教育の推進

北竜町では、小中学校と連携し、人権擁護に関する学習や認知症サポーター養成講座等の福祉教育を実施しています。

今後も、町の教育部門と保健福祉部門等が連携し、総合的な学習の時間などを活用して福祉教育の充実に努めます。

(3) 高齢者の見守り体制の整備

従来からの民生委員活動や、社会福祉協議会が実施している電話サービス活動と連携して高齢者の見守りを行っています。また、事業者とも見守り協定を締結し、地域の見守り体制の整備が進んできています。

今後、後期高齢者の増加によりますます見守りの需要は高まると考えられるため、町民同士が助け合える地域づくりを継続します。

4 健康づくりの推進

高齢者が自分らしく尊厳を持って暮らしていくためには、健康を保ち、元気に過ごしていくことが重要であり、そのためには若いうちからの生活習慣病予防をはじめ、積極的な健康づくりを推進することが必要です。

高齢者が自らの健康づくりに対する関心を高め、「健康は自分でつくり育てるもの」といった意識が定着するよう、協働による健康づくりに取り組むとともに、高齢者のフレイル^{※6}防止や要介護認定の重度化防止の観点から、介護予防と健康づくりの一体的な実施に向けた体制づくりを推進します。

また、北竜町自殺対策行動計画に基づき、こころの健康や生きることを支える取組を推進していきます。

■健康づくりの普及・啓発に関連する事業

事業名	事業の概要
健康教育・健康相談	集団・個人を対象に生活習慣病予防等の健康の維持・増進を目的として、食事や運動、こころの健康の健康教育や健康相談を実施します。
訪問指導	健診結果等で保健指導が必要な方と家族を対象に訪問指導を実施します。また、こころの問題に関する個別訪問を行います。
健康診査・各種検診	特定健康診査や後期高齢者健康診査、各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を実施します。 人間ドック、脳ドックの助成も行っています。
予防接種	高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種を実施します。

※6 フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。

5 介護予防の総合的な推進

平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、要支援認定者の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は介護予防・生活支援サービス事業に移行され、生活支援を組み合わせた様々なサービスを地域のニーズに合わせて提供できるようになりました。

介護予防・日常生活支援総合事業は要支援1・2の認定を受けた方及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された方、一般介護予防事業は65歳以上の方を対象として高齢者保健事業と一体的に推進します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

①訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護と同等のサービスとして掃除や洗濯等の日常生活に必要な支援を実施しており、要支援1・2と認定された方及び事業の対象と判断された方が利用することができます。

今後も現状のサービスを安定的に提供できるよう、人材の育成・確保に努めます。

②通所型サービス

従来の介護予防通所介護と同等のサービスとして機能訓練や集いの場などの日常生活に必要な支援を実施しており、要支援1・2と認定された方及び事業の対象と判断された方が利用することができます。

また、北竜町では緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を実施しています。今後も現状のサービスを安定的に提供できるよう、人材の育成・確保に努めます。

③その他の生活支援サービス

対象者のニーズを把握するとともに、北竜町が独自に実施している在宅福祉サービスを含めて検討を進めます。

④介護予防ケアマネジメント

通所型・訪問型サービス利用者の相談に対して、アセスメント・支援計画を作成しサービス提供を行っています。

今後も本人や家族のニーズを把握し、適切なサービス利用が行えるよう調整を行います。また、自宅における生活方法の指導、助言も行い身体状況、認知面での低下予防が図れるよう支援を継続します。

(2) 一般介護予防事業の充実

①介護予防把握事業

要支援・要介護状態となるおそれが高い対象者の把握をするため、心身の状況を判定する基本チェックリストや電話・訪問等により実態を把握し、介護予防へつなげます。

②介護予防普及啓発事業

健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及や地域における自発的な介護予防活動の育成・支援を行う事業です。

運動教室や健康指導、講演・講話などにより生活機能・知識の向上など介護予防の普及と支援を行います。

介護予防の大切さと教室の内容を今後も周知し、介護予防事業が必要な人が参加できるよう促していきます。

また、介護予防教室に継続して参加できるよう対象者のモチベーションが維持できる仕組み等（ポイント付与、体力測定結果による効果の確認など）を検討します。

■介護予防普及啓発事業

事業名	事業概要
まるごと元気アップ運動教室	高齢者が自立した生活を送ることができるようにするため、身体機能の維持・向上を図ります。

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する体操の実施など、地域における住民主体の通いの場を充実させるための支援を行います。

また、地域活動組織等へ介護予防に対する取組の紹介や介護予防に関する人材育成など地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づいて事業全体の改善を図ります。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために個別訪問・通所事業所訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、サロン等住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

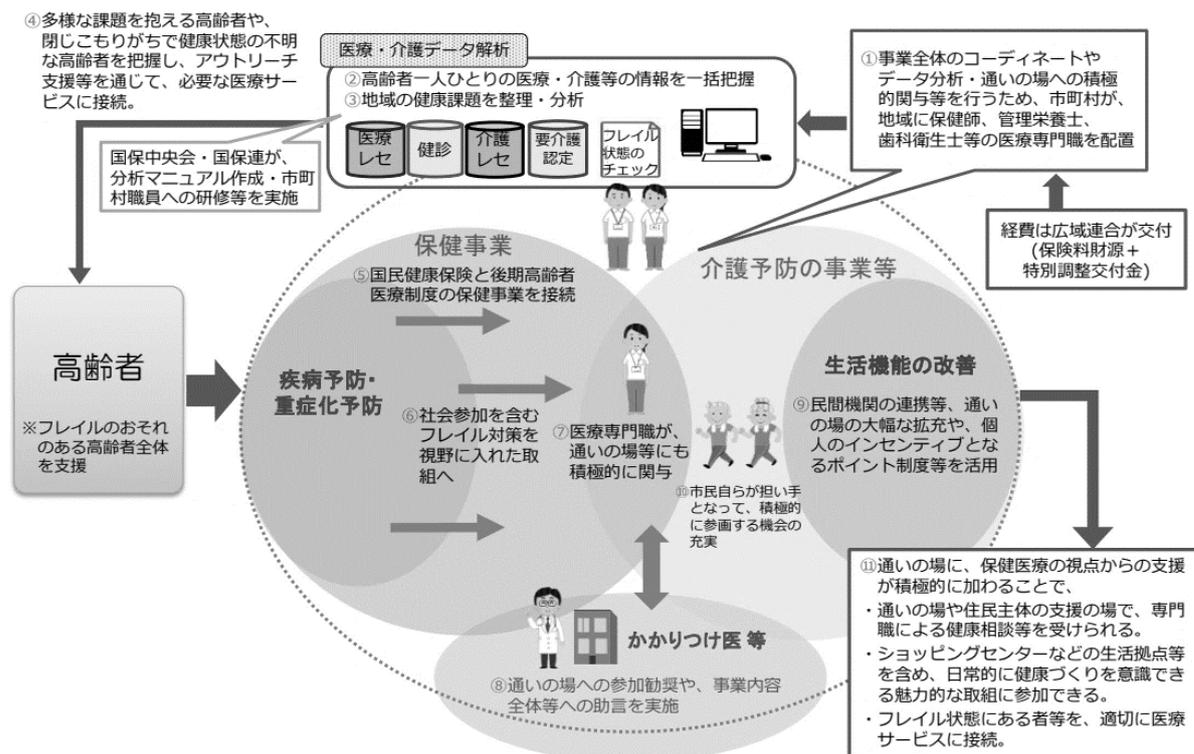
また、介護サービス担当職員の資質向上のため、介護予防・重度化防止の研修会を継続して実施します。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

生活習慣病や介護状態の重症化予防を図るため、国保データベース（KDB）システム等を利用して健診・医療・介護の情報を一体的に分析し、高齢者の健康課題を明確にします。

明らかになった健康課題の内容に応じて、ハイリスクアプローチ※7やポピュレーションアプローチ※8など適切な方法を用いて高齢者への支援を行います。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のイメージ図



[出典]厚生労働省資料

※7 ハイリスクアプローチ

健康診査や保健指導などによって疾患の発症リスクの高い特定の対象者に介入する方法。

※8 ポピュレーションアプローチ

普及啓発や環境整備によって集団全体の健康づくりを目指す方法。

6 生きがいつくりの促進

(1) 老人クラブ活動への支援

高齢者が培ってきた知識や経験、技術を活かしながら、生きがいを感じる生活を送れるように各地域の老人クラブや社会福祉協議会、各種ボランティア団体等関係機関と連携を図り、高齢者の社会参加の促進・支援を行います。

(2) 生涯学習活動の推進

ひまわり大学や生きがいセミナーの開催、高齢社会における生活課題に対応した学習機会の提供など、高齢者教育に関する事業を推進します。

また、各種サークルや団体への加入促進、多様化するニーズに対応した学習機会の提供、各種活動の指導者としての養成と活動の場の提供など、成人教育等に関する事業を推進します。

(3) 就労への支援

高齢者の能力と経験を活かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、北竜町高齢者事業団シルバー人材センターが設置されています。

今後も北竜町高齢者事業団シルバー人材センターの運営に対する支援を継続することで運営体制の維持・強化を図り、会員の生きがいつくりや就労の場となるよう努めます。

(4) 外出や移動の支援

地域の高齢化が進み、地域交通はますます重要となってきています。高齢者や障がいのある人も積極的に社会参加でき、安心して暮らせるよう、安全かつ円滑に移動できる交通手段を検討します。

7 介護保険サービスの充実

(1) 介護・福祉人材確保への支援

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

北竜町においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、介護・福祉人材の確保は深刻な課題となっています。

今後も、資格取得受講料の補助制度を継続するとともに、資格保有者など潜在的人材の掘り起こしや外国人介護人材の受け入れに関する取組の検討など人材確保に向けた取組を推進します。

また、介護現場の生産性向上に向け、ICTの活用を含めた先進技術の導入支援の検討や文書負担軽減に向けた取組を進めます。

■介護・福祉人材確保に関連する事業

事業名	事業の概要
介護福祉士修学資金貸与制度	介護福祉士資格を取得するための学校等に在学する学生に対し、卒業後に町内福祉施設等の業務に従事することを条件に月額50,000円の修学資金の貸付を実施します。
介護職員初任者研修受講料助成事業	介護職員初任者研修を修了された方に、受講料・テキスト代を対象として最大10万円を助成します。

(2) 介護保険サービスの情報提供

地域包括支援センターにおいて、サービス提供に関する最新情報を把握し、サービス事業者や利用者に対する情報提供や相談援助を行うとともに、広報活動を充実することにより、サービスの適切な利用を促進します。

また、地域ケア会議において、定期的にサービス事業者との情報交換や相互連携の確保に努めます。

(3) 介護給付費適正化の推進

介護給付適正化は、介護保険の信頼性を高めるとともに介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

北竜町では下記の介護給付適正化事業を推進します。

■介護給付適正化事業

事業名	取組内容
要介護認定の適正化	適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係るすべての認定調査票の内容の点検を行います。
ケアプラン点検	町内居宅介護支援事業所の新規・更新ケアプランを月1回点検し、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた支援を行います。
住宅改修等の点検 福祉用具購入・貸与調査	住宅改修の事前申請については、地域ケア会議を活用して点検を行います。また、必要時は、建設課技術職やリハビリ専門職が関与して住宅改修、福祉用具貸与、購入について点検を行い、効果を検証します。
縦覧点検・医療情報との 突合	北海道国民健康保険団体連合会に委託し、給付実績の縦覧点検・医療情報との突合を毎月実施し、請求内容の誤りや重複請求を早期に発見し、適切な措置を行います。
介護給付費通知	受給者本人または家族に介護給付費通知を年1回送付し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について確認してもらうことで、介護保険サービスの適切な利用や事業者の不正請求の防止を図ります。

8 高齢者福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

自立生活に支援が必要な在宅高齢者に対し、住み慣れた自宅で引き続き生活ができるよう除雪サービス、移送サービスなどの在宅福祉サービスを提供します。

今後も1人暮らし高齢者等が、在宅で充実した生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの提供に努めるとともに、事業を広く周知します。

■在宅福祉サービスの概要

事業名	事業内容
生活管理指導委員派遣事業 (社会福祉協議会委託事業)	独り暮らしの高齢者等を対象とし、日常生活を送る上で家事援助が必要な方に対し、軽易な日常生活援助(炊事・掃除・洗濯等)を行い、在宅で自立した生活を継続できるよう援助しています。
配食サービス事業 (社会福祉協議会委託事業)	低栄養の予防のため食事の宅配を行います。配食時に健康状態等の確認を行います。
移送サービス事業 (社会福祉協議会委託事業)	自力では公共交通機関等の異動が困難な方を対象とし、専用車両により医療機関等への送迎を行っています。
除雪サービス事業 (社会福祉協議会委託事業)	自力で除排雪が困難な方を対象とし、屋根雪や軒下などの除雪を行い、在宅福祉の向上を図っています。

事業名	事業内容
高齢者世帯等除雪費助成事業	高齢者等の除雪労働負担軽減を図るため、①玄関前の除雪、②屋根雪下ろし・窓すかしの除雪委託料の2分の1（それぞれ上限2万円）を助成します。
電話サービス事業 (社会福祉協議会委託事業)	独り暮らしの高齢者世帯を対象とし安否確認、話題の提供、生活相談等を行っています。
緊急通報システムの設置	独居高齢者等の身体虚弱者を対象とし、急病や事故、火災、ガス漏れ等の緊急時に通報できる機材（緊急通報システム）を設置します。
人にやさしい住環境整備助成事業（住宅改修）	介護を必要とする高齢者や身体障がい者を対象とし、快適で暮らしやすい住宅に改造する場合に、対象経費の2分の1（上限50万円）を助成します。
北竜温泉入館料助成事業	満65歳以上の方及び重度障がい者を対象とし、年間12枚の優待券を交付しています。

（2）介護者への支援

介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続ける社会を実現するために地域包括支援センターにおける相談業務のほか介護者の集いを実施し、介護者同士の交流や介護負担軽減のための支援を行います。

また、在宅介護サービス利用手当支給事業を通じて、経済的負担の軽減、介護を慰労し在宅生活の継続、福祉の向上を図ります。

■介護者支援事業の概要

事業名	事業内容
在宅介護サービス利用手当支給事業	要介護3～5の認定を受けている方で、在宅サービスを利用している高齢者に月額9,000円を助成します。

（3）住環境の提供

①高齢者住宅の整備

北竜町では、北竜町公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者住宅の整備を図っています。

今後は老朽化した施設の改築及び計画的な改修により、居住環境の改善を図るとともに、高齢者人口や住環境ニーズ動向を見据えた上で、必要に応じて高齢者住宅の整備を検討します。

②入所・入居施設

町内の介護保険施設サービスとして、特別養護老人ホーム1ヶ所、認知症グループホーム1ヶ所が整備されています。また、養護老人ホームは沼田町養護老人ホーム「和風園」

を利用しています。

今後もこれらの施設サービスや高齢者の住まいを活用し、入所・入居希望の需要に応えられるよう努めます。

9 生活安全対策の推進

(1) 防災対策の推進

近年、我が国では地震や風水害などの災害が多発しており、地域で高齢者を災害から守る体制を築いていくことが急務となっています。

北竜町では、令和2年10月に作成した北竜町避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、避難行動要支援者(災害時に支援を必要とする人)の名簿を整備し、町内会などと共有することで、有事の際に迅速に支援ができるよう備えています。

今後も避難行動要支援者名簿の更新を継続するとともに、町内会等の避難訓練や各町内会長への呼びかけを積極的に行うことで自主防災組織の結成を促し、地域防災力の向上を図ります。

(2) 防犯対策の推進

高齢者を狙う特殊詐欺は巧妙化・複雑化しており、全国的にも消費者被害に遭う高齢者が後を絶ちません。

北竜町では、広報等を活用した防犯対策の周知啓発や、警察による啓発活動等により特殊詐欺の未然防止に向けた普及活動を行っています。

今後も、日常的に行う啓発活動を通して特殊詐欺全般に対する町民の危機意識の醸成を図るとともに、町民に対して新たな詐欺手口を迅速かつ正確に周知するため、警察等関係機関との連携を強化していきます。

(3) 交通安全対策の推進

関係機関と協力し、今後も交通事故が発生しにくい環境づくりを進めていくとともに、運転モラルをはじめとする安全意識の高揚を図ります。

また、車に限らず、歩行や自転車でも事故に巻き込まれないよう、安全意識の向上と啓発について警察署や関係部署と連携を図るとともに、高齢者の運転免許返納を促進する「高齢者運転免許証返納サポート事業」を推進します。

■ 高齢者運転免許証返納サポート事業の概要

事業名	事業内容
北竜町高齢者運転免許証返納サポート事業	65歳以上の町民で、自主的に運転免許証を返納し運転経歴証明書が交付された方を対象に運転経歴証明書交付手数料と写真代を助成します。また、町内ハイヤー会社限定で3年間有効のハイヤー利用券を5万円分交付します。

(4) 感染症対策の推進

感染症対策に関する国や道、保健所等からの情報提供を行うとともに、町内の公共施設における感染症対策を推進します。

また、介護保険サービス事業所における感染症対策を支援するため、事業所と感染症対策の情報共有や確認を行います。

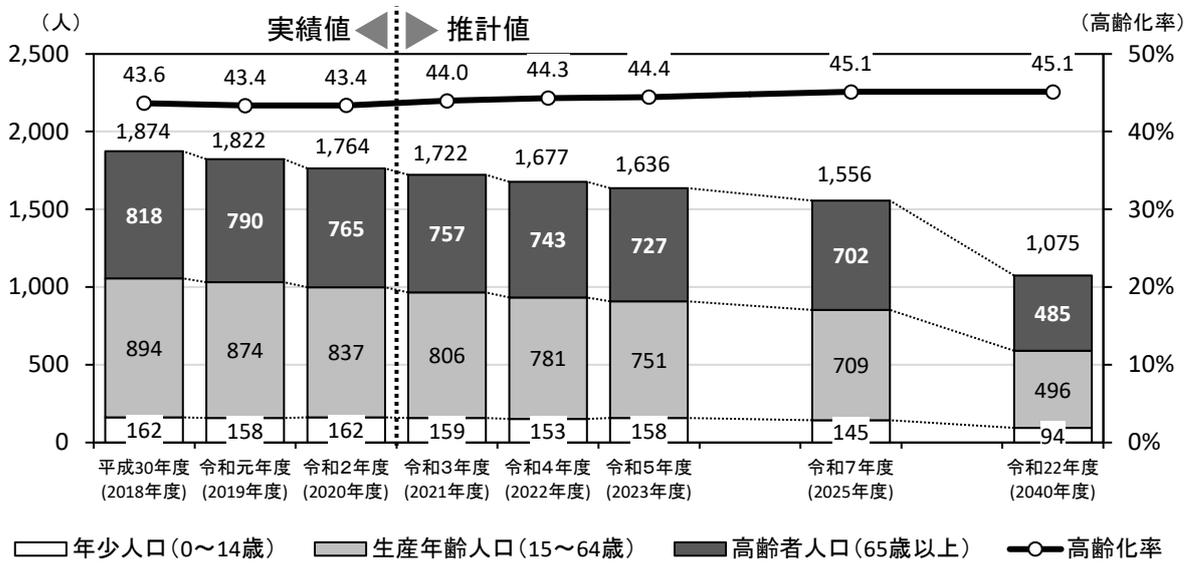
第5章 介護保険事業の推進

1 将来推計

(1) 総人口の推計

本町の総人口は減少傾向が続いており、住民基本台帳による人口推移から将来の人口を推計すると、令和7年度の総人口は1,556人、令和22年度は1,075人になると見込まれます。
また、高齢化率も緩やかに増加し、令和7年、22年度ともに45.1%で推移する見込みです。

■ 総人口の推移



(単位: 人)

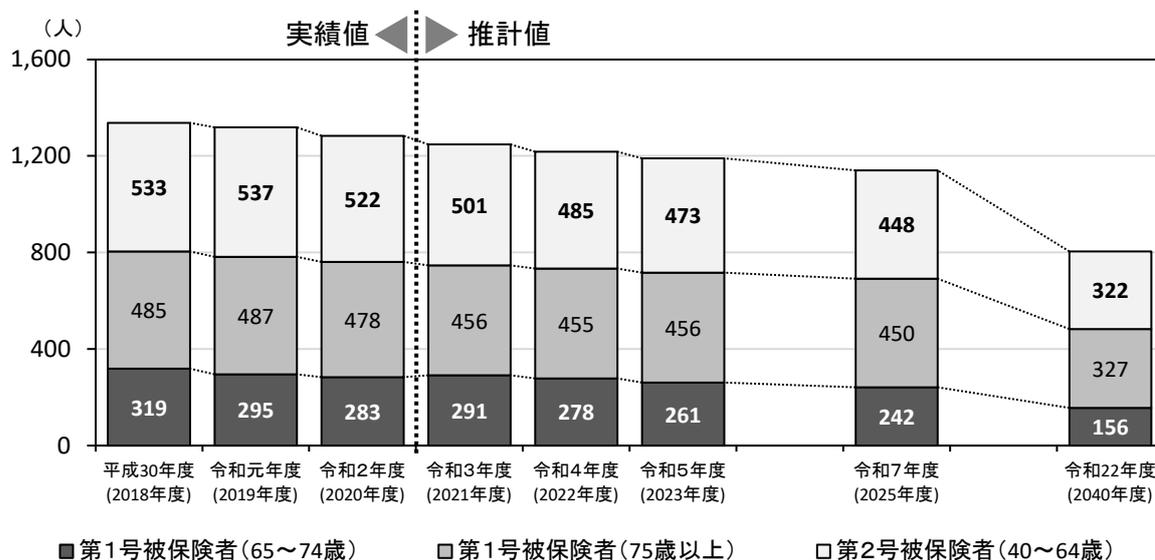
	実績値			推計値				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
総人口	1,874	1,822	1,764	1,722	1,677	1,636	1,556	1,075
年少人口 (0~14歳)	162 (8.6%)	158 (8.7%)	162 (9.2%)	159 (9.2%)	153 (9.1%)	158 (9.7%)	145 (9.3%)	94 (8.7%)
生産年齢人口 (15~64歳)	894 (47.7%)	874 (48.0%)	837 (47.4%)	806 (46.8%)	781 (46.6%)	751 (45.9%)	709 (45.6%)	496 (46.1%)
高齢者人口 (65歳以上)	818 (43.6%)	790 (43.4%)	765 (43.4%)	757 (44.0%)	743 (44.3%)	727 (44.4%)	702 (45.1%)	485 (45.1%)

※実績値: 住民基本台帳 (各年9月末現在)、推計値: コーホート変化率法による推計値
※カッコ内は総人口に占める割合

(2) 被保険者数の推計

第1号被保険者数は年々減少傾向が続き、令和7年度は692人、令和22年度には483人となることを見込まれます。また、第2号被保険者数は令和元年度をピークに減少し、令和7年度は448人、令和22年度には322人となる見込みです。

■被保険者数の推移



(単位: 人)

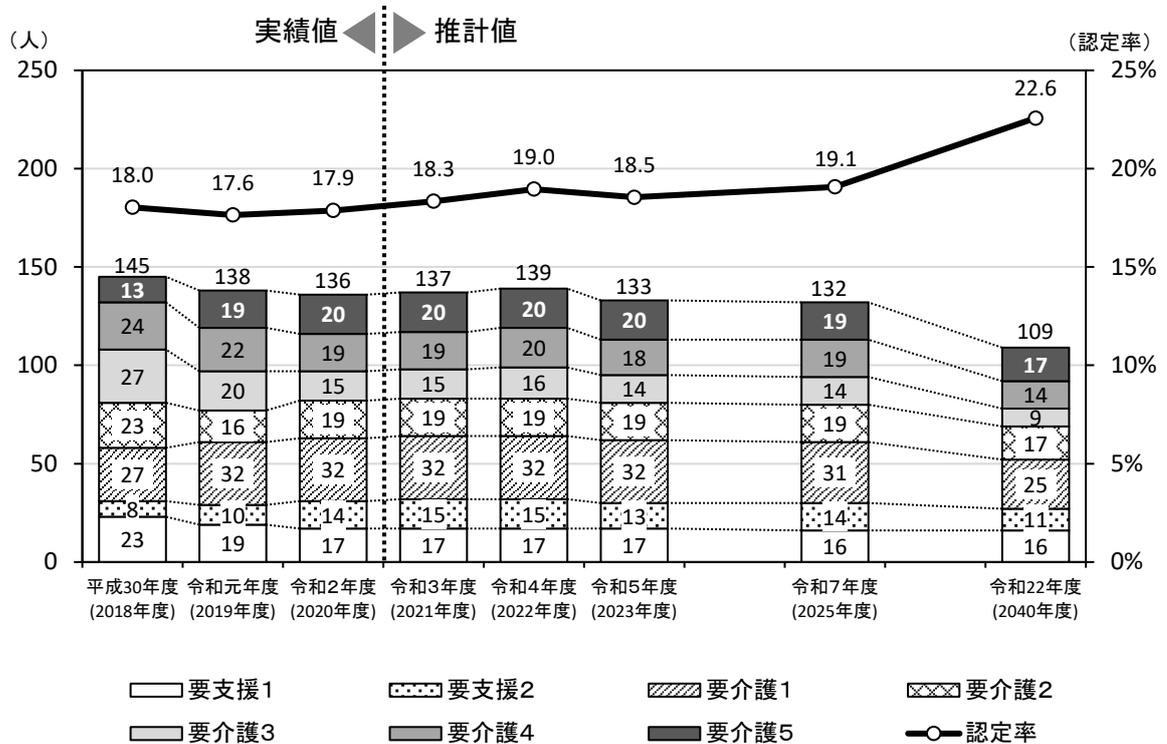
	実績値			推計値				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者 (65歳以上)	804	782	761	747	733	717	692	483
65~74歳	319	295	283	291	278	261	242	156
75歳以上	485	487	478	456	455	456	450	327
第2号被保険者 (40~64歳)	533	537	522	501	485	473	448	322

※実績値: 住民基本台帳 (各年9月末現在)、推計値: コーホート変化率法による推計値

(3) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は令和4年度に139人でピークを迎え、令和7年度は132人、令和22年度は109人となる見込みです。また、高齢化の進展に伴って要介護認定率も上昇し、令和7年度は19.1%、令和22年度は22.6%になると予想されます。

■ 要介護認定数の推移



	実績値			推計値				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
要介護認定者数(人)	145	138	136	137	139	133	132	109
要支援1	23	19	17	17	17	17	16	16
要支援2	8	10	14	15	15	13	14	11
要介護1	27	32	32	32	32	32	31	25
要介護2	23	16	19	19	19	19	19	17
要介護3	27	20	15	15	16	14	14	9
要介護4	24	22	19	19	20	18	19	14
要介護5	13	19	20	20	20	20	19	17
要介護認定率 (%)	18.0	17.6	17.9	18.3	19.0	18.5	19.1	22.6

※実績値：介護保険事業状況報告

2 サービス見込量の推計

(1) 介護給付事業

① 居宅サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加及び利用者の要望等を勘案し、下記のとおり見込みます。

需要の増加が見込まれるサービスについては増加傾向を示し、その他のサービスについては、横ばいまたは微増として算出しています。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
訪問介護	回/月	114.8	135.3	80.0	94.7	94.7	94.7	94.7	72.5
	人/月	10	7	5	7	7	7	7	5
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	10.7	8.2	4.0	8.0	8.0	8.0	8.0	0.0
	人/月	3	2	1	2	2	2	2	0
訪問リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人/月	2	2	1	2	2	2	2	1
通所介護	回/月	0	2	9	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
	人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
通所リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	日/月	281.3	177.8	176.5	236.4	236.4	244.2	244.2	167.7
	人/月	16	13	15	15	15	16	16	11
短期入所療養介護	日/月	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	21	20	17	19	19	19	18	13
特定福祉用具購入費	人/月	1	1	0	1	1	1	1	1
住宅改修費	人/月	1	0	0	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	2	2	3	3	3	3	4	3
居宅介護支援	人/月	38	34	30	33	33	32	30	24

②地域密着型サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における地域密着型サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	2	2	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	195.3	169.9	61.4	160.9	160.9	164.1	138.9	111.7
	人/月	29	26	17	25	25	25	22	18
認知症対応型通所介護	回/月	8.3	6.3	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人/月	1	1	0	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	人/月	11	10	10	11	11	12	12	10
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

③施設サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における施設サービス利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護老人福祉施設	人/月	42	43	41	43	43	43	43	35
介護老人保健施設	人/月	5	4	3	4	4	4	4	4
介護療養型医療施設	人/月	1	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	人/月	0	0	0	0	1	2	1	0

(2) 予防給付事業

①介護予防サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、下記のとおり見込みます。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	4.1	7.3	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
	人/月	1	2	3	3	3	3	3	3
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	日/月	29.3	33.5	32.6	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8
	人/月	4	5	5	5	5	5	5	5
介護予防短期入所療養介護	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	8	8	8	9	9	8	8	7
介護予防特定福祉用具購入費	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修費	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	人/月	12	13	13	13	13	13	12	10

②地域密着型介護予防サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 介護保険サービス事業費

①介護給付事業費の給付見込み

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における介護給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
居宅サービス								
訪問介護	4,234	4,216	2,796	3,443	3,445	3,445	3,445	2,637
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	1,046	769	355	787	788	814	814	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	285	272	94	245	245	245	245	112
通所介護	0	121	705	1,146	1,146	1,146	1,146	1,146
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	23,123	14,701	14,206	19,300	19,311	19,743	19,743	13,231
短期入所療養介護	210	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,927	1,887	1,405	2,220	2,220	2,220	2,045	1,385
特定福祉用具購入費	225	153	0	257	257	257	257	257
住宅改修費	1,030	17	0	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173
特定施設入居者生活介護	4,073	4,746	5,681	6,068	6,071	6,071	8,938	6,071
居宅介護支援	6,222	5,359	4,755	5,130	5,133	4,920	4,570	3,617
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,237	1,067	2,478	2,446	2,447	2,447	2,447	2,447
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	20,185	18,146	4,273	15,036	15,044	15,300	12,871	10,224
認知症対応型通所介護	816	634	0	533	533	533	533	481
小規模多機能型居宅介護	0	0	1,516	2,111	2,112	2,112	2,112	2,112
認知症対応型共同生活介護	30,842	28,051	28,502	31,639	31,656	34,654	34,654	29,035
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス								
介護老人福祉施設	116,386	121,176	117,246	120,023	120,089	120,325	120,138	98,357
介護老人保健施設	14,778	11,771	9,145	11,553	11,560	11,560	11,560	11,560
介護医療院	0	0	0	0	4,485	8,970	4,485	0
介護療養型医療施設	2,709	0	0	0	0	0		
合計	229,328	213,088	193,157	223,110	227,715	235,935	231,176	183,845

※端数処理により合計が合わない場合があります。

②予防給付事業費の給付見込み

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
居宅サービス								
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	321	603	1,046	1,037	1,038	1,038	1,038	1,038
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	1,960	2,189	2,120	2,402	2,404	2,404	2,404	2,404
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	327	350	344	644	644	569	569	494
介護予防特定福祉用具購入費	55	100	0	240	240	240	240	240
介護予防住宅改修費	544	318	0	360	360	360	360	360
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	665	673	690	689	690	690	637	532
地域密着型サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,872	4,233	4,200	5,372	5,376	5,301	5,248	5,068

※端数処理により合計が合わない場合があります。

③総給付費の見込み

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護給付事業費	229,328	213,088	193,157	223,110	227,715	235,935	231,176	183,845
予防給付事業費	3,872	4,233	4,200	5,372	5,376	5,301	5,248	5,068
総給付費	233,199	217,321	197,357	228,482	233,091	241,236	236,424	188,913

※端数処理により合計が合わない場合があります。

3 介護保険料の算定

(1) 標準給付費の見込み

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	第8期 合計	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
	①総給付費	228,482	233,091		241,236	702,809
②特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (③-④)	15,895	14,823	14,830	45,549	14,829	12,268
③特定入所者介護サービス費等給付額	18,031	18,031	18,031	54,092	18,031	14,913
④特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	2,135	3,207	3,200	8,543	3,202	2,645
⑤高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (⑥-⑦)	5,902	5,951	5,694	17,547	5,651	4,667
⑥高額介護サービス費等給付額	5,974	6,061	5,800	17,835	5,756	4,753
⑦高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	72	110	106	288	105	87
⑧高額医療合算介護サービス費等給付額	988	1,003	959	2,950	952	786
⑨算定対象審査支払手数料	138	140	134	413	138	114
標準給付費見込額 (①+②+⑤+⑧+⑨)	251,405	255,008	262,854	769,267	257,994	206,748

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(2) 地域支援事業費の見込み

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における地域支援事業費の費用見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	第8期 合計	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
	介護予防・日常生活支援総合事業費	5,699	5,728		5,642	5,699
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	12,655	12,356	12,098	12,655	12,098	12,098
包括的支援事業（社会保障充実分）	3,338	3,387	3,241	3,338	3,216	2,656
地域支援事業費見込額	21,692	21,472	20,980	64,144	21,062	19,500

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(3) 保険料収納必要額の見込み

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	第8期 合計	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
	①標準給付費見込額	251,405	255,008		262,854	769,267
②地域支援事業費見込額	21,692	21,472	20,980	64,144	21,062	19,500
③事業費合計(①+②)	273,098	276,480	283,834	833,412	279,056	226,248
④第1号被保険者負担割合	0	0	0	0	0	0
⑤第1号被保険者負担相当額(③×④)	62,812	63,590	65,282	191,685	65,299	60,634
⑥調整交付金相当額	12,855	13,037	13,425	39,317	13,187	10,575
⑦調整交付金見込額	26,328	26,543	26,339	79,210	26,216	23,412
⑧準備基金取崩額				0	0	0
⑨財政安定化基金償還金				6,500	0	0
⑩保険料収納必要額 (⑤+⑥-⑦-⑧+⑨)				158,292	52,270	47,797

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(4) 所得段階別被保険者数の推計

各段階における将来の所得段階別第1号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

(単位：人)

	所得段階別第1号被保険者数						基準額に 対する割合
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	第8期 合計	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)	
第1段階	127	125	122	374	117	81	0.50
第2段階	103	101	99	303	96	67	0.75
第3段階	72	71	69	212	67	47	0.75
第4段階	79	77	76	232	73	51	0.90
第5段階	110	108	105	323	102	71	1.00
第6段階	150	147	144	441	139	97	1.20
第7段階	72	71	69	212	67	47	1.30
第8段階	16	15	15	46	14	10	1.50
第9段階	18	18	18	54	17	12	1.70
第1号被保険者数	747	733	717	2,197	692	483	
補正後第1号被保険者数	704	691	676	2,071	652	456	

※補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

(5) 保険料基準額の算定

保険料収納必要額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、介護保険料(月額)の基準額は6,500円となります。

	令和3～5年度 (2021～2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
①保険料収納必要額	158,292千円	52,270千円	47,797千円
②予定保険料収納率	98.0%	98.0%	98.0%
③補正後第1号被保険者数	2,071人	652人	456人
④保険料基準額(月額) (①÷②÷③÷12)	6,500円	6,812円	8,919円

(6) 所得段階別保険料の見込み

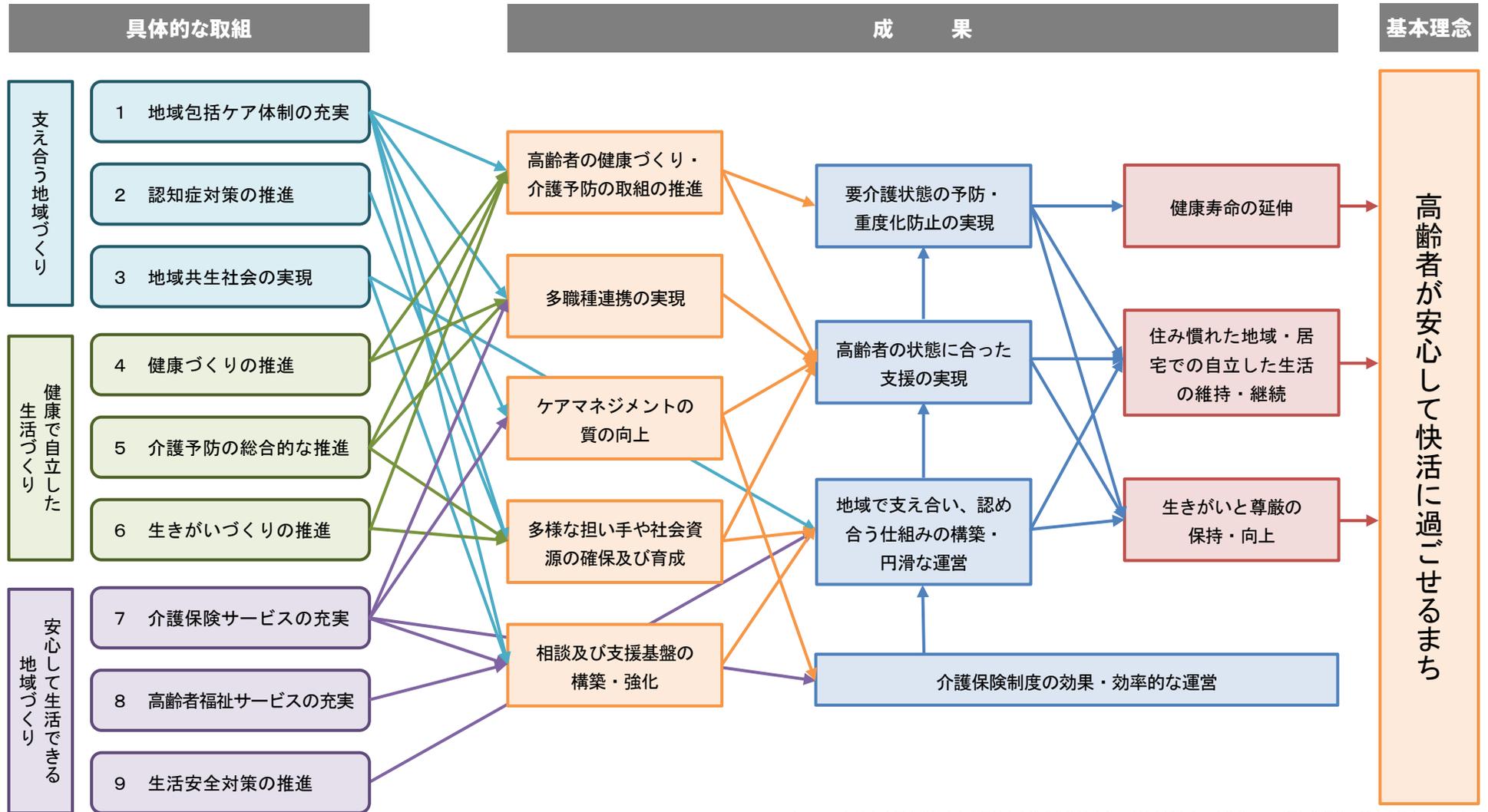
第8期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給者の方。 ○世帯全員が町民税非課税の老齢年金受給の方。 ○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等80万円以下の方。	0.50 (0.30)	39,000円 (23,400円)	3,250円 (1,950円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方。	0.75 (0.50)	58,500円 (39,000円)	4,875円 (3,250円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入が120万円を超える方	0.75 (0.70)	58,500円 (54,600円)	4,875円 (4,550円)
第4段階	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円以下の方。	0.90	70,200円	5,850円
第5段階 (基準段階)	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円を超える方。	1.00	78,000円	6,500円
第6段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円未満の方。	1.20	93,600円	7,800円
第7段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	1.30	101,400円	8,450円
第8段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	1.50	117,000円	9,750円
第9段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が320万円以上の方。	1.70	132,600円	11,050円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減後の値

第6章 計画における目標設定

1 施策・指標マップ



参考：平成28年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 地域支援事業の実施状況及び評価指標等に関する調査研究事業

2 成果指標・目標

成 果	指 標	実績	取組目標			
		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	
高齢者の健康づくり・介護 予防の取組の推進	閉じこもりリスクの高齢者の割合	38.9%	—	—	38.0%	
	運動器機能リスク高齢者の割合※ ³	17.0%	—	—	16.0%	
	転倒リスク高齢者の割合※ ³	37.1%	—	—	35.0%	
	認知症リスク高齢者の割合	50.4%	—	—	49.0%	
	低栄養リスク高齢者の割合	5.7%	—	—	5.0%	
	咀嚼機能低下リスク高齢者の割合	29.4%	—	—	28.5%	
	うつリスク高齢者の割合	35.0%	—	—	34.0%	
多職種連携の実現	医療・介護関係者の情報共有状況 (多職種連携情報共有システム登録数)	令和3年度 正式稼働	4	5	7	
	医療・介護関係者の連携状況(地域ケア 会議参加者に対する調査において「連携 が図れている」と回答した割合)	今後把握	80.0%	80.0%	80.0%	
ケアマネジメントの質の向上	居宅介護支援事業所との連絡会議回数※ ¹	12	12	12	12	
	地域ケア個別会議回数※ ¹	10	10	10	10	
多様な担い手や社会資源の 確保及び育成	ボランティア団体数	3	3	3	3	
相談及び支援規模の構築強化	総合相談件数(地域包括支援センター)	109	120	140	150	
要介護状態の予防・重度化 防止の実現	「まるごと元気アップ運動教室」延べ 参加人数※ ¹	1,153	1,650	1,800	1,950	
	介護予防教室開催回数※ ¹	29	10	10	10	
	リハビリ専門職の活動日数※ ³	29	60	65	70	
	住民主体の活動団体数※ ¹	15	15	15	15	
高齢者の状態にあった支援 の実現	地域ケア推進会議開催回数※ ¹	8	12	12	12	
地域で支え合い、認め合う 仕組みの構築・円滑な運営	認知症サポーター養成講座参加者数※ ²	25	30	30	30	
	認知症サポーター養成講座受講修了者 の割合※ ²	15.0%	15.5%	16.0%	16.5%	
介護保険制度の効果的・ 効率的な運営	要介護認定における調査票点検件数※ ⁴	全件	全件	全件	全件	
	ケアプラン点検月数※ ⁴	12	12	12	12	
	住宅改修の訪問確認件数※ ⁴	5	5	5	5	
	医療情報との突合回数※ ⁴	12	12	12	12	
	介護給付費通知回数※ ⁴	1	1	1	1	
健康寿命の延伸	平均自立期間(要介護2以上)	男	84.6歳	—	—	上昇
		女	84.5歳	—	—	上昇
	平均自立期間(要支援以上)	男	83.3歳	—	—	上昇
		女	82.4歳	—	—	上昇
住み慣れた地域・居宅での 自立した生活の維持・継続	在宅高齢者率	89.4%	—	—	上昇	
	北竜町が高齢者にとって暮らしやすい と答えた割合	67.1%	—	—	70.0%	
生きがいと尊厳の保持・向上	主観的幸福感の高い高齢者の割合	48.4%	—	—	50.0%	
	主観的健康観の高い割合	76.2%	—	—	78.0%	
	生きがいを感じている高齢者の割合	60.0%	—	—	62.0%	

※¹ 高齢者の自立支援と重度化防止の取組目標、※² 認知症対策の取組目標、※³ リハビリテーションに関する取組目標※⁴ 介護給付適正化の取組目標

第7章 計画の推進

1 保健・医療・福祉の連携体制の構築

高齢者の健康的な生活の持続のために、必要な人が必要なサービスを受けられるよう保健・医療・福祉等、関係機関の連携や一体的な取組が必要です。

今後さらに高齢者福祉を促進するために、引き続き地域ケア会議や関係者連絡会を開催していきます。

また、福祉を担う人材の不足が続いていることから、町民のボランティア活動の促進に努めます。

2 行政等の体制

(1) 推進体制

本計画における高齢者保健福祉施策の推進については、関係部署が連携をとり、より効果的で効率的な施策の実施に努めます。

また、介護保険事業や地域支援事業は、地域包括支援センターを中心とした行政機関や関連する各機関の連携・支援により、地域で生活する高齢者やその家族のニーズに応えられるサービスの提供に努めます。

(2) 計画の点検

本計画は計画期間の最終年度である令和5年度に改定を行うこととなりますが、改定作業にあたっては、計画に定めた内容を継続的に点検し、検討していくことが必要です。特に介護保険サービスについては、保険料水準に対応したサービスの利用量や供給量だけでなく、利用者が満足するサービスが提供されているかなどを含めた総合的な点検を推進します。

高齢者保健福祉計画については、各施策の実施・運営等について点検を行い、計画の適正な推進に努めます。

3 計画の普及・啓発

介護保険事業の見直しを機に再構築された高齢者保健福祉サービスが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その趣旨や仕組みを広く町民に理解してもらい、積極的に利用してもらうことが重要です。

将来的に、高齢者が住み慣れた地域において健康でいきいきした生活を続けられるよう、介護保険サービスのほかに、高齢者の自立生活を支える福祉サービスや、生活習慣病等を予防し高齢者の健康を守る保健サービスについて、広く町民に周知を図り、事業の普及・啓発に努めます。

資料編

北竜町高齢者福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は高齢社会を迎え、高齢者の多様なニーズに適切に対応した在宅福祉及び地域福祉の充実のため、保健、医療、福祉等の各種施策との連携を図り、これらを総合的に推進することを目的とする。

(協議会の設置)

第2条 高齢者に関する保健、医療、福祉等の各種サービスの総合的な調整推進のため、関係機関、団体等との連携を図り、もって本町の高齢者福祉の向上を図るため、北竜町高齢者福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 高齢者のサービス調整、推進に関すること。
- (2) 関係機関、団体等が実施している事業に係る情報交換と連絡調整に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (5) 認知症初期集中支援チームの活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本町の高齢者福祉推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会の構成員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる保健、医療、福祉等に係る関係機関、団体等のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会 2名
 - (2) 民生委員児童委員 2名
 - (3) 老人クラブ連合会 1名
 - (4) 町内会長連絡協議会 1名
 - (5) ボランティア組織 1名
 - (6) 身体障害者相談員 1名
 - (7) 町立診療所 1名
 - (8) 介護サービス事業所代表者 若干名
- 2 委員の任期は2年とし、任期中の新任者の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任することができる。
 - 4 委員は、別に定める地域包括支援センター運営協議会委員を兼ねるものとする。

(協議会の開催)

第5条 協議会は年1回以上開催するものとし、町長が招集する。

(報酬、費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償の支給は、非常勤職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和50年条例第22号)に基づき支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 北竜町高齢者サービス調整チーム設置要綱(昭和62年12月1日)は廃止する。

附 則(平成18年2月6日要綱第1号)

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

附 則(平成19年3月1日要綱第15号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日要綱第5号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第6号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

北竜町高齢者福祉推進協議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
1	北竜町社会福祉協議会	会 長	竹 林 均
2	北竜町社会福祉協議会	局 長	中 村 道 人
3	北竜町民生委員協議会	会 長	辻 正 昭
4	北竜町民生委員協議会	副 会 長	伊 藤 二三男
5	北竜町ひまわり長寿会連合会	会 長	木 村 和 雄
6	北竜町町内会長連絡協議会	会 長	岩 本 利 男
7	北竜町日赤奉仕団	委 員 長	石 井 博 子
8	北竜町身体障害者福祉協会	会 長	山 下 好 晴
9	北竜町立診療所	所 長	浦 本 幸 彦
10	特別養護老人ホーム 北竜町永楽園	園 長	森 能 則
11	認知症高齢者 グループホーム碧水	施 設 長	及 川 雅 裕

※敬称略

北竜町

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行日 令和3年3月
編集・発行 北竜町 住民課
〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1
電話 0164-34-2111 Fax 0164-34-3766
<http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/>